
平成18年第1回玖珠町議会定例会会議録(第4号)

平成18年3月15日(水)

1. 議事日程第4号

平成18年3月15日(水) 午前10時開議

第1 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(19名)

1番	宿利俊行	2番	清藤一憲
3番	松本義臣	4番	高田修治
5番	秦時雄	6番	湯浅至
7番	江藤徳美	8番	藤野修二
9番	藤本勝美	10番	日隈久美男
11番	佐藤健次郎	12番	後藤勲
13番	穴井丈洋	14番	神田義彦
15番	安達宏彦	16番	片山博雅
17番	繁田弘司	19番	小野菊男
20番	横山富夫		

欠席議員(なし)

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長 高倉益雄

議事係長 横山弘康

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	小林公明	助役	日隈紀生
教育長	西野重正	総務課長	小幡岳久
企画財政課長	大塚章雄	税務課長	梅木孝憲
福祉保健課長	松山照夫	住民課長	中尾拓
建設課長	合原正則	農林課長	秋吉徹成
農林課参事兼 農業委員会 事務局長	小川敬文	商工観光課長	河島広太郎
水道課長	荒木昭洋	会計課長	日隈駿一
人権・同和 対策室長	大蔵喜久男	学校教育課長	坪井万里
社会教育課長	佐藤左俊	社会教育課参事	宿利博実
わらべの館館長	酒井恵一郎	行政係長	村木賢二

午前9時59分開議

○議長（横山富夫君） おはようございます。

開会に先立ちまして、傍聴される皆さんにお願いをします。

会議中は静粛にお願いします。

なお、会議中の言論に対し、拍手や可否表明言動は固く禁じられております。

なお、会議の傍聴規則第7条並びに第9条の規定により、写真撮影やカセットテープの使用、携帯電話の持込みは禁止されていますので、ご協力をお願いします。

ただ今の出席議員は19名であります。

会議の定足数に達しております。直ちに本会議を再開し、本日の会議を開きます。

日程第1、これより一般質問を行います。

最初の質問者は、4番高田修治君。

○4番（高田修治君） 4番高田修治でございます。通告にしたがいまして質問をさせていただきます。議長のお許しを得まして、一問一答でお願いいたしたいと思っております。

私の質問第1点目でございますが、教育委員会と今議会に提案されています自治公民館の関係について、お尋ねをいたしたいというふうに思います。

まず、教育委員会の組織・機構・推進体制と社会教育に対する今後の基本的な方向性を伺いたいと思っております。

昭和の合併以来、50有余年にわたりまして使われてきました4地区公民館の名称が消えることになろうと思っております。寂しい思いをしてるのは私一人ではないのではないかと思います。

ところで、平成17年第7回定例会、ですから3カ月前12月の定例会であります、その一般質問におきまして、清藤議員より地区公民館の今後について質問がなされました。そのときに、自治振興室長の答弁の中に、17年度の公民館職員配置の説明と、併せまして、現在、今後の社会教育の目指すべき方向性について、公民館運営審議会、社会教育委員会及び教育委員会において協議をしているという報告を受けていますという答弁がありました。

そこで教育長さんにお尋ねをいたします。地区公民館職員の引き上げや、条例上で地区公民館がなくなります。先日の議案質疑で、多くの議員さんから質問がありました。そして一般質問にも一部ありましたが、今後の公民館活動や生涯学習について、教育委員会として正式な説明を受ける機会がなかったからではないでしょうか。そういうことで、議案質疑の中や文教民生常任委員会でも多分かなりの質問がもうあった後だとは思いますが、教育長さんの考えを再度お尋ね申し上げます。よろしくをお願いします。

○議長（横山富夫君） 西野教育長。

○教育長（西野重正君） 高田議員お尋ねの、自治公民館化に伴う教育委員会の組織・機構・推進体制等、社会教育に対する基本方針について、お答えをいたします。

少子・高齢化の進行は、社会教育分野におきましても大きくその変容を迫られ、様変りをしてきております。これまでのように、社会教育、スポーツ、芸能、団体を中心とした学習から、町民一人ひとりが生涯の各時期にわたって、生活の向上、希望とやすらぎ、自己実現を目指す多様な学習や活動要求に変化をしてきておるところであります。社会教育法第3条に、国及び地方公共団体の任務といたしまして、「すべて国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して自ら实际生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するように努めなければならない」と定められております。

この法の精神に則って、玖珠町教育委員会といたしましては、多様な学習や活動要求に対しまして、各種の学習や体育、スポーツ活動等を今後も広範多岐にわたりこれらの学習機会を提供し、積極的に参加できる体制の整備、充実に努めてまいりたいというふうに考えております。

来年度から地区公民館は自治会館となります。地区公民館がこれまで地域住民の教養の向上あるいは健康の推進、生活・文化の振興など、地域に寄与してきた生涯学習の場をこれまでどおりに機能させ、また、活用することには変わりはありません。

職務の遂行に当たる職員も地区内で選出されます。これこそ社会教育法が謳う住民参画の基本であるというふうに捉えておるところであります。自治会館に移行するにあたっては、今日まで教育委員会、社会教育委員や公民館運営審議委員等々と議論、検討を重ねてまいりました。委員各位からは、コミュニティーづくりの必要性について貴重なご意見、ご提言をいただいております。

教育委員会といたしましては、これからのコミュニティーづくりにも積極果敢に関わっていく

決意を新たにしておるところでございます。社会教育に精通しておられる高田議員であります。議員の意に沿った回答であるか懸念をしておるところであります。

回答を終わります。

○議長（横山富夫君） 高田修治君。

○4番（高田修治君） ありがとうございました。

基本方針でありますので、十分に分かっております。多分18年度の教育委員会の基本方針の中にこういうことをきちっと位置付けられると思いますので、それを見させていただきたいというふうに思います。

少し基本方針をいただきましたので、基本的なことをお伺いしたいんですが、具体的などころに移りたいと思いますが、私、久しぶりに社会教育委員会と公民館運審の資料を16年度、17年度見せていただきました。その中に、地区公民館の今後のあり方や自治公民館とのつながり等も書いた中身がございまして、今回の提案では、管理運営は自治公民館の指定管理者へ移る予定でありますけども、今、教育長が述べられましたように、地区公民館はこれまでどおり変わらない、原則的には変わらないとそういうことでございます。

現在、地区公民館におきましても、かなりの事業を実施されております。私も1つ参加しておりますけども、事業に参加しておりますけど、なかなかですね、この移行の仕方が十分に伝わっていないのではないかというような懸念がございまして、今、どのようなお考えでこの移行を実施しているのか、これは社会教育課長の方が良いと思いますが、回答をいただきたいというふうに思います。

○議長（横山富夫君） 佐藤社会教育課長。

○社会教育課長（佐藤左俊君） お答えをいたしたいと思っております。

先程、教育委員会の方向につきましては教育長の方から話されましたので、それに基づきまして、私ども今検討し、また今後も進めていく内容につきましてご説明申し上げたいと思っております。

事業の移行の関係であろうと思っております。実はこのコミュニティーづくりの話が出まして、昨年の4月から公民館長さん、それから臨時の職員の皆さんでこのコミュニティーづくりと公民館事業との両面にわたりまして事業を推進してきたところであります。

その中で、職員を引き上げたということから、中央公民館の方におおかたの事業を設立をいたしまして、どうしても地区でできない部分については地区でやりましたけども、その点は公民館長さんを通じまして、自主的な運営に切り替えたかどうかということをお願いをしておるところでございます。

したがって、数的には、森で2、玖珠で5、北で5、八幡で5が一応公民館主催といえますか、事業が残っております。すべて交通弱者といえますか、地元でなければできない部分については、そういうことで実施しましたけども、その点は公民館長さんを通じて、大体2月ぐらい

にお伝えをするということしております。その点にまだちょっとできてない部分もあろうかと思えますけれども、そういうことであります。

来年につきましては、その自主的な運営のお世話についても、私ども教育委員会といたしましては、講師の紹介等については一緒になって相談に応じていきたいということも伝えております。また、同じく高齢者と子どもの教室につきましては、自治会館へ中央公民館職員が出向きまして、対応するように考えているところであります。

以上であります。

○議 長（横山富夫君） 高田修治君。

○4 番（高田修治君） 大枠は分かります。分かりましたが、中央公民館、現在地区館で残っておる行事については、自主運営をということで指導されてきておるのは分かります。

それプラスですね、やっぱり社会教育としてやらんならん事業というのが今言われた中央公民館出向いででもやりたいということだろうと思います。

ところがですね、来年のことが分からんという人が意外と多いんですよ。公民館長からですね、指導を受けておる、今、館長からありましたけども、意外とですね、通ってないところもあります。ということで、この点はですね、是非とももう少し気合いを入れてですね、教育委員会の方からも大きな変革でありますので、やはり指導していくのが良いんじゃないかと思えます。

もう1つですね、特に回答のなかった部分でありますけれども、地区公民館に共通して、体育協会、それとか地域の婦人会、PTA、それから青少年健全育成協議会、人権教育推進協等社会教育団体と言われる団体があります。これは公民館の大きな支援の団体ではないかとも思えます。これも非常に地区担当の中央公民館の2人の主事が残って頑張っていただけとは思いますが、どうしてもやはり人数が減るということは手が減るわけでありますから、できるだけサービスが落ちないようにひとつ努力するなり、機構を考えてほしいというふうに思っております。特に新体制といいますか、先程教育長さんの中にもありました、地域で職員を推薦していただいて決定すると、一番分かった人になっていただくというようなことがありました。あと半月、丁度あと半月であります。現館長が残るところは非常にスムーズに行くんじゃないかとは思いますが、館長が変わる、そして初めての方が館長になる、今までの公民館事業プラス自治組織の作り上げという大きな仕事も兼務されるわけであります。

ですから、この新体制に移るまでは、教育委員会が、先程も言いましたようにしっかり据えて上げて移行してほしいと。そして先日、公民館祭りも盛大に終わりました。多分公民館を訪れて来る方もまだまだ多いと思えますので、しっかりそういう不安をなくしてあげるような指導をお願いしたいというふうに思います。

あと関連が出てきますのでこれぐらいにして、その次、公民館の運営審議会等関係審議会、委員会は今後どのようになるのでしょうかということでもあります。

この件につきましては、一応総務常任委員会の中で自治振興室長より、議案第8号、玖珠町附属機関に関する条例の中で、審議会、委員会の見直しということで説明を受けました。大きく分けて、行政部分と教育委員会部分の審議会に分かれると思います。それから残った委員会、審議会もございしますが、教育委員会の分で特に変わるところがあればお知らせをいただきたいというふうに思います。

○議長（横山富夫君） 佐藤社会教育課長。

○社会教育課長（佐藤左俊君） お答え申し上げます。

公民館運営審議会等の関係する審議会がどういうふうになるのかというご質問ですが、議員ご承知のとおり、公民館運営審議会の役割は、館長の諮問に応じて、公民館における各種の事業の企画、実施につきまして調査、審議するもので、委員につきましては、学校教育、社会教育の関係者並びに学識経験者の中から教育委員会が委嘱して行うものでありまして、より良い公民館にしていくために設置をしているものであります。

本議会にご提案申し上げております公民館運営審議会の廃止になりましたことにつきまして、先程ご質問にありましたように、行政改革の一環として見直しを図ることにいたしました。1つは、条例にもありますが、社会教育委員、この社会教育法にいます社会教育委員というのは、ものすごい権限があるといえますか、社会教育に関しては、教育長を経まして教育委員会に直接意見を申し出ることができるし、1つの方針を言える委員さんであります。公民館の運営に関しましてもそれ以上の権限があるといえますか、私ども現在今12名玖珠町に審議委員さんがおられます。この社会教育委員さんのご意見を十分お聞きをしまして、公民館の運営に関しましてもそれに代わることができるということで判断をいたしましたところでありまして、社会教育委員からの意見というものは、難しく言えば、社会教育振興計画、社会教育関係育成方策策定、住民への学習情報提供システムの構築等から意見は必ず聞かなければならないということになっておりますので、その点も十分踏まえて今回の見直しと併せて廃止をするということに変わりましたので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（横山富夫君） 高田修治君。

○4番（高田修治君） はい、分かりました。

幸いにして社会教育委員会のそういう条例もありますが、社会教育委員は残るようになってるようであります。例に取りますと、夏の成人式が冬の成人式になるときに、その社会教育委員会に諮問して方向性を出していただいた経過もあります。こういう大きな、教育委員会としては大変大きな私は、社会教育としては大きな変化の年だと思いますので、いろんな諮問、新しい審議会、委員会ができるわけでありまして、大いに諮問等活用いただいでですね、より良い民意といえますか、町民の方々のご意見を取り入れた方向に持って行ってほしいと思っております。

そういうことで、地区公民館いろいろこれまで長い間人材育成、それから組織、団体の育成に

関わってきました。次の質問に関連しますが、こういう方々が今後のこの自治組織に大きな役割を持つと私は信じております。そういうことで、次の質問に移らせていただきます。

自治会館の地区組織、運営、活動への行政の指導、助言体制はということで質問項目を出しておりました。しかしながら、既に議案質疑や昨日の一般質問の中でほとんど回答いただいていたので、少し補足をさせていただいて、確認だけさせていただきます。

地域自治組織づくりは地域の自主性、主体性を最大限尊重するという立場に立って組織づくりをしてほしいと、町の方としてはそういう考えであったかと思えます。私もそれは十分理解できますし、軌道に乗ったらやり方によっては本当に楽しい自治組織ができるかなと希望の持てる自治組織にもできるんじゃないかというような期待も持てます。

そういうことでありますが、平成19年3月までにですね、指定管理者として管理委託を受けられるだけの組織を立ち上げなければなりません。そうしますとですね、今、自治振興室が自治委員さんを中心に各地区で説明会を始めておりますけれども、最低限、地区では管理運営に伴う委託料や補助金を受け込むこととなりますので、そうそう簡単な組織では対応できないのではないかと考えてみますと、やはり最低限のどこかこういう組織が必要だというような指導もこれから必要になってくるんじゃないかというふうに感じております。ですから特にこの1年間、行政としてあまり深入りはしたくないでしょうし、私たちもしてほしくもないとは思いますが、助言、指導体制について昨日の答弁からいきますと、まあ何らかの体制は取らせてもらえる、取ってもらえるというふうに私なりに判断をいたしました。そういう判断でよろしいでしょうか、お尋ねします。

○議 長（横山富夫君） 小幡総務課長。

○総務課長（小幡岳久君） お答えをいたします。

昨日の穴井議員の一般質問を重複をいたしますので、重複をした部分についてはご理解を願いたいと思います。

自治会館の設立に向けての今日までの取り組みでございます。社会教育課、企画財政課、総務課、自治振興室などを中心に今日まで協議、決定をいたしてまいりました。

議員の皆様にご提案をし、ご説明を申し上げた自治組織との行政の関わり方の関連でございますが、あくまでも対等のパートナーシップを築きながら、住民の方々とともに行いたいということをご説明を申し上げております。ですから、今日まで設立に向けての協議経過その他を考えていただければお分かりになると思いますが、決して行政そのものは手を引くということではございません。ともに関わる所管する課を中心にしながら、ともに頑張っていきたいというふうに考えています。

以上でございます。

○議 長（横山富夫君） 4番高田修治君。

○4 番（高田修治君） よく分かります。行革絡みでありますので、人員配置等は非常に難しい部分もあろうかと思えます。

1つの例としてですね、今まで、私、何回かこの説明会、偶然にといいますか、玖珠地区の方からいろんな行事に誘われまして現地視察にも行ってきました。今、室長言われますとおり、各課、多くの課がこの自治組織の移行に関して関連が出てくると思うんです。当然視察研修にもいろんな課から行かれておりました。そういうことで、アドバイザーとしては不足ないぐらい職員も持っておるようでありますので、是非このへんもうまく対応していただければと思います。

それでは次の質問に移らせていただきます。

民間委託、指定管理者との委託等公契約時の公正労働基準の確立はできないかという項目で通告をしております。

自治体は住民生活に不可欠な公共サービスを担っています。しかしながら、将来的に財政状況の逼迫した理由として、行財政改革の1つとして公共サービスの外部化、民間委託を検討せざるを得ない状況が生まれてきているところもたくさんありますし、玖珠町においても生じることも考えられます。

その際、民間企業、公共的団体、事業団あるいはNPOなどの間に委託契約を結ばなければなりません。委託契約の相手を選ぶ方法が入札ですが、現在の入札制度は価格が安ければ良いという価格重視の入札制度となっています。そのため、サービスの質の確保と公正労働基準法等の遵守ですが、保証されない金額で落札されるケースが全国的にも問題になっています。

そこで、近年では、地方自治法施行令改正を受けて、価格だけではなく公正労働、福祉、男女平等参画等の社会的価値を盛り込んだ総合評価方式に取り組む自治体がだんだんと出てきております。玖珠町においては、公契約の入札業者の選定の際に、庁舎内の選定委員会において指名願申請等の提出の書類で十分な検討をして、指名業者を選定されていることではありますが、今後特にですね、公共サービスの民間委託等の際に、サービス水準の確保、安全性を確保するためにも、価格のみではなくて総合評価による落札決定する方法を検討してみたらとは思いますが、いろいろ内容によっては、地場産業との、企業等の締め付けになるような中身にも関わるかも知れませんが、こういう時期でありますので、いかがかと思えます。お考えを伺います。

○議 長（横山富夫君） 小幡総務課長。

○総務課長（小幡岳久君） お答えをいたします。

現在、玖珠町が取り組んでおります玖珠町行財政改革プランにおいて、民間委託のできる事務、事業及び公の施設については、民間の経営理念に基づく適正な運営管理と、住民サービスの維持向上を図るべく、積極的かつ計画的に民間委託等を推進し、また、公の施設については、その管理状況全般を点検し、指定管理者制度の導入を検討しているところであります。

議員ご指摘の、公契約時における公正労働基準の確立についてでございますが、現在、玖珠町

が実施をいたしております公共事業におきましては、助役を委員長とする玖珠町工事審査委員会を設置してございます。各種工事実施における指名競争入札参加業者の選定を行う段階で、各事業者の経営状況や安全管理の状況、労働福祉の状況などを審査基準に盛り込んでおります。契約時の適正な履行及び建設工事請負資格の認定をするなど、工事指名における公正を確保いたしておるところであります。

民間委託、指定管理者制度の導入に伴う公正労働基準の確保についてでございますが、この指定管理者による管理につきましては、住民の視点に立ってのサービスの向上につながるかどうかということと、管理運営の確実な実施が行われているか、また、公の施設で事業を行うわけでありますから、そこで働く職員の公正労働基準について、業者任せで無関心というわけにはいかないと考えております。

近年、公契約において価格だけで入札を決定するのではなく、価格以外の要素である公正労働基準、環境への配慮、障害者の法定雇用率、男女の参画など要素を総合的に評価をいたしまして、自治体側にとって最も有利なものを落札者とする入札方式、総合評価方式を採用する自治体も増えているようであります。玖珠町においても、今後の公契約等締結時における公共サービスの水準の維持、向上、安全の確保等について全国的な先進地事例などを参考にして検討をしてみたいと考えております。

○議長（横山富夫君） 高田修治君。

○4番（高田修治君） ありがとうございます。

今回、定例議会に多くの指定管理者制度の関連条例も多く出ております。今のお考えを聞いて安心をしたところであります。特に労働提供型の業務委託におきましては、今言われましたとおりのことを十分検討しながら、町民サービスの向上につながると思いますので、検討方をよろしくお願いたしたいと思っております。

これで私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（横山富夫君） 4番高田修治議員の質問を終わります。

次の質問者は、7番江藤徳美君。

○7番（江藤徳美君） おはようございます。

議席7番江藤徳美です。よろしく申し上げます。通告のとおり、大きく分けて3つの項目に分けておりますが、順次質問させていただきます。議長のお許しを得まして、一問一答方式で進めさせていただきたいと思っております。答弁の内容によっては、再質問をさせていただきたいと思っております。

まず1項目めから質問させていただきます。

財政を比較分析することによりまして、長期財政計画を樹立することについて質問いたします。

今、国、地方を通じて財政の危機的状況は、その深刻の度合いを深め、年を追うごとに確実に

増していております。県下におきましても、経常収支比率や公債費負担比率の悪化を見ても、地方財政の緊急度は明らかであります。本町といたしましても、行財政改革緊急5カ年計画を、自治振興室を新設して始まったところでございますが、いろいろな諸問題を抱える中、長期の財政計画を樹立するお考えについて、ご質問をしたいと思います。

○議長（横山富夫君） 小林町長。

○町長（小林公明君） 長期財政計画につきましては、町政の行財政の基本でございますので、私の方からご答弁申し上げ、その他の質問につきましては、担当課長から答弁させていただきたいと思っております。

まず、行財政の将来の見通しというものについては、常々職員に指示をしていると申しますか、指導してきたことがございます。それは「3つのFP」でありまして、FとP、フェアプレーと、そしてまたフルパワー、公正に、且つまたフルパワー全力で仕事に当たれと。そして、もう1つのFPは、フューチャーブルであります。将来の見通しに立っていろんな施策をやっていかなきゃならないよということで、自らの自戒を込めまして3つのFPということを言ってるわけでありまして、そのフルパワー、そしてまたフューチャーブル、フェアプレー、中で一番大切なのは、やっぱりこの、ご指摘のありましたような長期の見通し、先を見るということだというふうに思っております。

そういうことから、財政計画というものも、やはり先を見通して作っていかなければならないというのは、基本的な問題であろうというふうに思っておりますし、計画策定にあたりましては、ご指摘のありましたような財政力指数だとか、公債費比率、あるいは経常収支比率というようなものを、健全な範囲でこれを収めていくということも、また重要な条件ではないかなというふうに思っております。

現在、玖珠町では中期財政計画、これは県下の市町村どこでも同じでありますけれども、中期財政計画を作って、それを公表し、また、県の方にも国の方にもそれを報告いたしております。この中期財政計画というのは、5年間でありますけれども、なぜ5年かということであります。ご案内のように、行財政改革緊急4カ年計画というものを昨年策定いたしましたけれども、これは4カ年計画であります。そして中期財政計画というのは5カ年計画であります。

もともと、全国的に市町村から中期財政計画を策定するようになりましたのは、昭和52年からでありまして、当時は財政再建団体の再建後のですね、財政運営を確保するために、中期財政計画というものを自治省が全国の市町村に作成するように指導したものであります。これも5年あります。そしてまた、先程申し上げましたように、緊急5カ年計画も5年。なぜかと申しますと、10年とか20年というスパンで財政制度を見通すことは、非常に難しいし現実的でないわけでありまして、3年から5年というのが、やはり財政計画の計画観としては、現在のところ妥当なものだというふうに言われているわけでありまして、

とりわけ現在は、ご案内のように三位一体の改革をはじめとして、行財政計画が変わってきております。昨日までのことが明日は変わるというふうな状況であります。現在の国会におきましても、地方自治法の一部改正の法律が審議されておきまして、ご案内のように、出納長、収入役制度というのが廃止されます。また、資金管理者というものが設けられて、新たな制度が発足します。議会制度においても、議長の臨時議会招集権とか、あるいは議会の委員会の議案提案権というものが、今回明文化されるわけでありまして、ことほどさように、地方行財政というのは、今非常に変わってきております。そういうときに、やはり10年間、20年間の財政計画を作るというのは、非常に難しいし、また、その結果が現実離れする可能性が高いわけでありまして、そういうことから、3年ないし5年というひとつの方向が定まっているわけでありまして、

昨日もご質問がありましたけれども、介護保険、国民健康保険、そしてまた老人医療の関係で、年間60億円近い歳出をしてるわけでありまして、これも今年からまたいろんな制度が変わってくるわけでありまして、一般会計からの繰出金もそれに伴って、減少したり増加したりという状況にあるわけでありまして、そういう意味で、これ10年間、20年間の財政計画というものを作るのが非常に難しいということをご理解いただきたいというふうに思っております。

我が町といたしましては、これまでどおり公共施設の3カ年計画、そしてそれに伴います行財政計画、あるいはこの中期財政計画というものを5年、4年というスパンで作っていききたいというふうに思っております。ちなみに、緊急4カ年計画というふうに行財政改革はしておりますけれども、あの4カ年にした理由の1つに、4カ年後、4年後にはですね、現在の行財政改革というものが、いわば落ち着くであろうと、定着化するだろうという思いもあって4カ年にしたものであります。

そういう事情でありますので、長計についての考え方につきましては、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（横山富夫君） 江藤徳美君。

○7番（江藤徳美君） 町長のおっしゃるとおりだと思います。まだ国の三位一体の改革も非常にまだ不透明なところがございますし、その点は理解できますが、ここでちょっとひとつ、財政力指数、それから経常収支比率、公債負担比率とか、そういうものが県下でどうなっているか分かれば、教えていただきたいと思っております。

○議長（横山富夫君） 大塚企画財政課長。

○企画財政課長（大塚章雄君） それでは経常収支比率、一応16年度の分になりますが、玖珠町が88.8であります。これ県平均が97.8、町村平均が97.7であります。それから起債制限比率、同じく16年度であります5.6、県平均が10.4、町村平均が10.4です。で、玖珠町が5.6。

ちょっと財政力指数の方、ちょっと資料がないんで後ほどお知らせしたいと思っております。

○議長（横山富夫君） 江藤徳美君。

○7 番（江藤徳美君） 今、経常収支比率それから起債制限比率等伺いましたが、県下では非常に良い位置といたしますか、高い、良い方に高い方でございますけども、やはり年々悪化しているのは事実と思えますし、公共事業といたしますか、玖珠町といたしましても総合運動公園の整備、それから本年度からまたインター前のふれあい広場、それからJR機関庫跡地と、いろいろ大型のものもありますし、こういうものはやはり10年、それ以上にわたることになる計画と思えますし、やはりそれぞれ緊急4カ年が終わった後は、素早くまたそういう計画を樹立されまして、やはり町民に分かり易く、丁寧にやはりお示す必要があるんじゃないかと考えております。

特に、やはり特別会計、先程町長も答弁されましたけど、特別会計の国保、介護、老人保健等、非常に一般財源からの繰り入れも今から必要になっていくし、基金の取り崩し等非常に大きな課題を抱えてくると思えますので、そのへんのところをよろしくお願ひしたいと思っております。

続きまして、次の質問に入らせていただきます。

周辺部地域アンケート結果からとしておりますけど、私の住んでおる山浦が、滋恩の滝ふるさとづくり実行委員会というのが、昨年から、自治区単位で地域の点検、それから並びにふるさとづくりということで、アンケートを取った結果があります。18自治区ぐらいですけど、山浦それから北山田の地区、日田市も一部入っておりますけど、周辺の地域の方の考え方というか、どういふ暮らしを望んでいるのかというのは、ある程度客観的に見ることができまして、住民の率直な意見ではないかと思っております、今回3項目について質問させていただきたいと思っております。

まず、県道の整備と上げておりますけど、特に道路の整備については、住民のほとんどの人が、やはり早期の整備、特に県道等、県道は特に玖珠町はかなりの路線を抱えていると思っておりますけど、この県道の整備につきまして、どのような考えをお持ちかお伺ひしたいと思っております。

○議長（横山富夫君） 合原建設課長。

○建設課長（合原正則君） お答えをいたします。

インフラ整備につきまして、とりわけ道路整備については不可欠であるというふうに考えております。議員ご質問の県道の整備についてでございますが、町内には県道が12路線ございます。約87キロございまして、この県道の舗装率で申し上げますと、舗装率はほぼ100%されておりますが、改良率につきましては、路線によってばらつきがございますが、議員の地域であります菅原戸畑線につきましては、約41%やや遅れている状況でございます。

町といたしましても、いずれも重要路線と思っております、毎年玖珠土木事務所を通しまして、本庁の土木建築部へ早期改良のお願いをいたしておりますし、また路線によっては、地域住民で組織しております期成会等と共々、一緒になって要望活動を行っている状況でございます。

ちなみに17年度の玖珠土木事務所で行われた各改良につきましては、町内の県道9路線12カ所の工事が行われておりまして、18年度につきましても、7路線9カ所の工事が予定されております。菅原戸畑線につきましては、17年度に引き続き改良の計画がされております。

なお、県道の各改良工事につきましては、玖珠町の応分の負担が伴ってまいります。今日の厳しい財政状況の中ではございますが、県土木が計画されました事業に対する財政措置につきましては、削減をすることなく対応しているところでございますので、ご理解を賜りたいというふうに思います。

以上です。

○議長（横山富夫君） 江藤徳美君。

○7番（江藤徳美君） 町の応分の負担については、積極的にやっていきたいということでございます。これは県の仕事ですから、県の意向が強くなると思いますけど、そのへんは、町の方の積極的な要望もお願いしたいと思っております。

今、大分県では、圏域内時間ということで、60分で大分市までということが、徐々に高速道路の開通によりましてなっておりますけど、町としては圏域内時間というか、役場までどれくらいで周辺部から行けるのを理想と考えておりますか、ありましたらお願いします。

○議長（横山富夫君） 合原建設課長。

○建設課長（合原正則君） 町内、役場を中心としますと、町内から役場までには、およそ30分以内でというふうに考えております。

○議長（横山富夫君） 7番江藤徳美君。

○7番（江藤徳美君） それぞれの山浦にしろ、古後にしろ、日出生にしろ、徐々に改善されておまして、それぞれの中心部からは大方30分以内というのは、ほとんどもう実施されているんじゃないかと思っておりますけど、やはり文化施設にしろ、役場は勿論でございますけど、やはり中心部にいろいろなものがあるということ。

また、今度は、公民館の組織も改編されると、非常に4つの地区での公民館を自治会館組織にするということで、周辺部から公民館関係、自治会館関係でも来ることが多くなると思っておりますけど、やはり少しでもですね、5分間でも3分間でも、町長は時間単位で動いていますから、その1分、2分の差というのが、かなり影響するということが分かってくれると思っておりますけど、私とこのから見てみましても、下園に居住しているわけですけど、そこから九重町役場の方が、町の林道整備とかにご協力をいただきまして、そちらを通って行くと20分で九重町役場に着きます。玖珠町役場の場合は25分ぐらいかかり、信号とかの関係もありますけど、日田市の市街地に入るには、広域農道を通ると20分で大分行けるということで、どうしてもやはり時間というのは、人にとっては大事なもので、やはり時間が短いと、やはりどうしてもそちらの方に人は流れるというか、買い物にしろ、やはりそういう方向になると思っておりますので、どうかそういう面でもアクセス道路と共に、早急な整備を考えていただきたいと考えております。

続きまして、②番目の移動通信サービスの全町普及ということで、ご質問をさせていただきます。

このアンケートにも、やはり周辺部、特に私たちの方は携帯電話の受信が非常に悪いということで、緊急災害時等もそうですけど、今、非常にもう若者を中心に携帯電話というのが、もう持つのが当たり前という時代になっております。入らなくてもやっぱり持っているわけですね。それは必要な、勤めに出る、出での必要性、いろいろなことから持っているわけでございますけど、やはり全町普及を早くしていただきたいと考えておりますが、そのへんのお考えについて、ご答弁をお願いします。

○議長（横山富夫君） 大塚企画財政課長。

○企画財政課長（大塚章雄君） お答えいたします。

携帯電話の普及につきましては、平成8年以降急速に増加し、今や、国民2人に1台の時代を迎え、台数も固定式電話を上回っている状況であります。現代社会において情報通信手段の根幹となっており、更には、災害、緊急時における通信手段として、住民生活に必要不可欠なものとなっております。

現在、携帯電話の通話エリア拡充につきましては、携帯電話事業者自らの整備が主体となっておりますが、過疎地等の条件不利地域におきましては、採算性などの問題から、民間事業者によるエリア整備が進まず、地域間情報通信格差の問題が深刻化しているのが現状であります。

このようなことから、国においても、移動通信用鉄塔施設整備事業や無線システム普及支援事業等の補助事業を実施し、携帯電話のエリア拡大に取り組んでいるところであります。玖珠町においても、携帯電話のエリア拡大に向け、大分県、九州総合通信局を通じて、携帯電話事業者へエリア整備の希望地区としまして、古後地区、山浦地区、日出生北部地区を要望しているところであります。

そのような中で、昨年、古後地区につきましては、携帯電話業者より参入の意思表示があり、18年度に整備する予定となっております。このように携帯電話の通話エリア拡充につきましては、採算性の面から、携帯電話事業者が参入するかが重要な要因となっており、計画的な整備はできないのが現状であります。

町としましても、国の補助制度を活用しながら、今後も携帯電話の通話エリア拡充を推進していきたいと考えております。以上であります。

○議長（横山富夫君） 7番江藤徳美君。

○7番（江藤徳美君） 今年度、古後地域がある程度解消できるということで、その点につきましては、非常にありがたいことだと思っております。やはり緊急時の、先程も言いましたけど、災害対応、それから今、通学時のいろいろな問題も起こっておりますけど、もう今、高校生以上は、ほとんどの人が携帯を所持しているという時代でもありますので、どうかこの点についてもお願いします。民間事業者ということでございますが、この業者はどこになりますか、お尋ねします。

○議長（横山富夫君） 大塚企画財政課長。

○企画財政課長（大塚章雄君） 民間事業者は、古後地区の分ですか。

○7番（江藤徳美君） はい。

○企画財政課長（大塚章雄君） 一応NTTの方の分です。

○議長（横山富夫君） 江藤徳美君。

○7番（江藤徳美君） 山浦の方はですね、今のところauというか、KDDIの方は、少しでも1%、2%ぐらいの差だと思いますけど、入るということで、そういう対応をしてる人が多いわけでございますので、NTTでもそれがやってくれるということになれば、それはもう機種はすぐ替わると思いますので、いろいろな方面からの要望もお願いしたいと思っております。

続きまして、企業誘致についてお願いいたします。

企業誘致は、昨日も多く議員からのご質問もありましたけど、このアンケートの結果におきましてもですね、定住の意向の項目の中で、もうほとんどの方が、「地元で暮らしたいので、町内に職場があれば良い」ということですね。それから就業対策の考え方の項で、「工業団地造成等による町内への企業誘致で職場を確保する」という、それぞれの項目でトップというか断然ですね、多くのご意見をいただいておりますので、もう一度この企業誘致に対する考え方等をお伺いしたいと思っております。

○議長（横山富夫君） 河島商工観光課長。

○商工観光課長（河島広太郎君） それでは、企業誘致に関するご質問でございますので、お答えをさせていただきますと思います。

昨日もお答えをいたしました。県営の玖珠工業団地におきましては、県で開催をいたしております販売促進会議を受け、PR活動や企業情報を有する個人、企業、団体に対する働きかけ等を行っているところであります。それから、その他企業の誘致につきましては、町内の空き工場跡地、それから工場立地可能な土地の用地の情報などを、県と連携をとり、企業に対する紹介を積極的に行っているところでありますが、近年、企業においては、様々な具体的な条件を提示する場合はほとんどでございまして、空き工場跡地などで建物が存在する場合は、なかなか難しい状況にあるようであります。

現在、自動車関連企業1社に用地を紹介をしているところであります。企業の要望に即座に対応できるような土地があるかどうかというのが、一番の課題であります。工業団地以外でも、企業のニーズに合う工場適地を即座に紹介できるかどうかというのは、なかなか難しいところでございまして、この条件に合うような条件整備が早いうちに必要ではないかなというふうに考えているところであります。

以上です。

○議長（横山富夫君） 7番江藤徳美君。

○7 番（江藤徳美君） 昨日ですね、自動車部品の企業が、お話があるという、ちょっと伺いましたが、それはもう交渉に入っているのか、テーブルに着こうか、話し合いのテーブルに着こうかなという状態なのか、そのへんをとこももう一度確認したいと思います。

○議 長（横山富夫君） 河島商工観光課長。

○商工観光課長（河島広太郎君） 現在は、本当に土地を紹介している程度のところでございます。なかなか企業との信頼関係といいますか、やっぱり企業としては、企業名は明かしたくないと。それから、もし明かしたとしますと、周辺の土地価格等にもやっぱり影響が生じると考えられますので、なかなか企業名は言えませんが、一応土地は紹介しているという状況であります。

○議 長（横山富夫君） 7番江藤徳美君。

○7 番（江藤徳美君） 早急に条件整備をして、早めに企業が来てもらうような条件にさせていただきたいと考えております。企業というのは、働き場所だけじゃなくて、税収のアップや人口の増加をみるためにも、非常に必要なことだと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

では続きまして、3項目めについてご質問をさせていただきます。

3項目めは、幼稚園、小学校、中学校の再編計画についてお伺ひいたします。

中学校は、平成13年の12月議会より、再編計画は凍結となっておりますし、小学校は今まで再編問題は検討されてきてないと思いますが、隣りの日田市では、統廃合が進んできております。また、幼稚園については少子化の中、昨年9月議会で、佐藤議員の質問に、教育長は、できるだけ早い時期に再編に入りたいという答弁であったと思っております。

この3つの幼・小・中につきまして、再編計画について、再編があるのかどうか、まずお尋ねしたいと思っております。

○議 長（横山富夫君） 坪井学校教育課長。

○学校教育課長（坪井万里君） 私の方から答弁をさせていただきます。

今、議員さんの幼稚園、小学校、中学校の再編計画ということでございます。ご質問の幼稚園、小学校、中学校の再編計画につきましては、多くのご意見や課題があることは承知をいたしております。ご承知のように、少子高齢化の波は、玖珠町においても例外ではございませんで、児童生徒の減少、また出生率の低下等、人口の減につきましては、大変危惧をしているところでございます。

このような状況を踏まえまして、幼稚園につきましては、幼稚園の教育の充実を図るために、教育委員会としても再三そのことについて協議をしてきたところでございますが、本年の1月に就学前教育審議会、12名の委員でございますけれども、立ちあげまして、長期的展望に立った本町の幼稚園の再編、教育環境整備について、現在諮問をいたしておるところでございます。現在4回のご審議をいただいておりますけれども、本年度中に答申をいただくようお願いをしてお

るところでございます。

再編の時期等につきましては、その答申を受けまして、総合的に判断をいたしまして、早い時期の再編を念頭に置いておるところでございます。

それから、小学校につきましてでございます。議員も先程述べられましたように、県下各市町村で実際幼稚園、小学校、中学校の再編が進んでおります。本町につきましても、分校含めまして10の小学校がございますけれども、現在のところ、小学校の再編については、具体的な協議はいたしておらないところでございます。

それから中学校でございます。議員がおっしゃいましたように、平成13年の12月議会で中学校再編を現在凍結をして、既に4年を経過をしておるところでございます。この4年間、児童生徒も減少しておるわけでございます、教育委員会といたしましても、今後ともこの再編については、避けて通れないものというふうに判断をいたしております。

以前から、新たな検討機関を作りまして検討するというふうに申し上げておりました。現在、本議会に上程をしております総合教育審議会の中に、この中で再度審議をいただこうと。凍結をして、その内容的に随分年度的に経過をしておる部分がございますので、その判断を仰いで、最終的に再編の時期を決めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議 長（横山富夫君） 7番江藤徳美君。

○7 番（江藤徳美君） 今、幼稚園の方は、諮問をしているということでございますが、②項目めの、各審議会見直しの中、特に再編問題となっておりますけど、今、課長の方からも、総合教育審議会でそのへんも話していくということでございますけど、幼稚園の方は、今年度ということで、その部分とまた違うということですかね。そのへんと、今から総合教育審議会の中で再編問題も含めて、教育関係については全部審議するということですか。もう一度お願いします。

○議 長（横山富夫君） 坪井学校教育課長。

○学校教育課長（坪井万里君） 学校教育に係わる分につきましては、玖珠町総合教育審議会の中の学校教育部会の方で審議をしないと。今度、行革の中でいろんな形、審議会あるいは協議会の統廃合を行っておりますので、その中で実施をしたいというふうに思っております。

○議 長（横山富夫君） 江藤徳美君。

○7 番（江藤徳美君） 審議会につきましてはですね、再編問題等も早め早めの審議会を開催していただいて、再編計画を町民の皆さんに早めにご理解をいただいてもらいたいと思っております。

幼稚園の件でございますけど、③番目の項の、保護者等、住民への説明、理解等は、どういうふうに考えておりますか。よろしく申し上げます。

○議 長（横山富夫君） 坪井学校教育課長。

○学校教育課長（坪井万里君） 答申を受けまして、再度教育委員会で具体的な内容といいますか、答申を決定をいたしまして、その後、保護者、地域の住民、また議会の方にもご説明を申し上げ、そして理解をいただきたいというふうに思っております。

○議 長（横山富夫君） 7番江藤徳美君。

○7 番（江藤徳美君） 幼稚園の場合もですね、公立幼稚園の場合は、園の登園時間といいますか、そういう点から、今、保護者等も全員働きに出ているということで、非常にそういう点で難しいですね。まあ6歳ぐらいということで、どうしても迎え等の問題等が入ってくると思いますが、そのへんは教育委員会としては、どういう考えを持っているかお尋ねしたいと思っております。

○議 長（横山富夫君） 坪井学校教育課長。

○学校教育課長（坪井万里君） この審議会の中でも、再編をするということで、子どもの園児の通園の問題、あるいは保育園と幼稚園の保育料といいますか、そのへんの差額の問題、保護者負担の増にかかる部分です。そういったところも議論をいただいております。

それと1つ、新聞でも出ておりましたけども、3月の7日ですか、今、国会に提出されておりますけども、子ども園の問題、これ幼保一貫でございますけれども、地区によっては、民間の事業所が幼保一貫に、まだ具体的な財政措置等が明らかにされておられませんけども、そういったことに積極的に取り組むと、そういうことも聞いておりますし、玖珠町の場合は、公立とそれから民間が混在をしております。九重の場合は公立だけですから、ある意味では取り組み易い面もあるかもしれません。民間との共同とか、民間でできる部分は民間にという、そういったことも含めて、最終的に今後検討をしてまいりたいというふうに思っております。

○議 長（横山富夫君） 江藤徳美君。

○7 番（江藤徳美君） 今、課長の方から民間という言葉も出ましたが、やはり幼稚園の場合も公立、私立とあるわけでございますので、非常にいろいろな諸問題も抱えていると思っておりますが、確かに、幼稚園にしろ、中学校にしろ、再編問題というのは、今まで反対運動がありましたように、非常に難しいこととは思いますが、このまま中学校の場合も凍結でいましてですね、また1年前ぐらいになりまして、もう再編しますということでは、また少しでも理解しようと思っ
ている町民の方が、また感情があらわになって、反対と、そういう方も多くまた出てくる可能性もありますし、早め早めの対応をいただきまして、本当に再編問題について、保護者あるいは住民等の説明、理解をいただきたいと考えております。

今日、いろいろ質問させていただきましたけど、それぞれ真摯なご答弁をいただきました。これを持ちまして、私の…、

○議 長（横山富夫君） 大塚財政課長。

○企画財政課長（大塚章雄君） 先程の財政力指数につきまして、お答えしたいと思います。

平成16年度分ですが0.36で、この分につきましてはちょっと事務のデータが今のところない

ということで、経常収支比率、起債制限比率につきましては、いずれも県下で上位から2番目の数字であります。

以上お答えいたします。

○議長（横山富夫君） 江藤徳美君。

○7番（江藤徳美君） 今、財政の方を最後にいただきましたけど、町長の方もやはり長期的な展望に立ってやらなければいけないということはいただきましたし、執行部、町長を筆頭として執行部、私たち議員もそうですけど、過去と現在に責任を負うのは勿論ですけど、将来においてもやはり責任を持たなければいけないということでございますので、どうか町民のご理解をいただけるような町政を目指していただきたいと思いますと思っております。

これで質問を終わります。

○議長（横山富夫君） 7番江藤徳美議員の質問を終わります。

ここで昼食のため休憩いたします。午後1時より再開をいたします。よろしくお願ひします。

午前11時21分 休憩

△

午後12時56分 再開

○議長（横山富夫君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次の質問者は、5番秦 時雄君。

○5番（秦 時雄君） 5番秦 時雄でございます。通告にしたがって順次質問を行ってまいりますが、議長のお許しをいただいて、8項目ある質問の順番を⑦番の項目を④番の質問の後に行ってまいりたいと思っておりますので、ご承知を下さいませ。

まず初めに、水が澄み緑が映える生活環境ということで、町の水質浄化への取り組みについてであります。

今日の大量生産・大量消費・大量廃棄という浪費型社会を見直して、地球環境を保全しながら、持続的可能な経済発展を促す循環型社会への転換が急務であると思ひます。我が玖珠町の大切な水資源保護のためにも、公共下水道や農業集落排水事業に、そして合併浄化槽整備を含め、効率的な生活排水、汚水処理事業のあり方について、経済的効率の観点から考えてみたいと思ひます。

我が町の汚水処理事業の計画はどのようになつておるのでしょうか。まず初めにこれを伺いたひと思ひます。

○議長（横山富夫君） 中尾住民課長。

○住民課長（中尾 拓君） それでは、議員さんの質問にお答えいたします。

近年、生活様式の多様化に伴ひまして、家庭排水による河川の水質汚染が進んでいますが、これまで、町は、平成4年度から都市計画区域を除く地域におきまして、専用住宅並びに併用住宅に設置する合併浄化槽を設置するものに対して補助をしてまいりました。

それから、平成14年度から玖珠町第三次総合計画などで計画しておりました都市計画地域の公共下水道の推進につきましては、財政的な面等を考え、当面の整備は難しいとの判断をさせていただき、都市計画地域も含め、町内全域を合併浄化槽設置の補助金交付の対象地域にしたところでございます。

補助金を交付して設置いたしました合併浄化槽は、これまで現時点で854基に達しております。

以上でございます。

○議長（横山富夫君） 秦 時雄君。

○5番（秦 時雄君） 続きまして、2番目に移りたいと思います。1番目の1つの答弁に、2番目に答えていただきたいというのが2番目であります。

公共下水道ということで質問をさせていただきます。この汚濁防止や水質浄化など水環境の整備は、大気や土壌の汚染防止と同じく、自然共生循環型社会の形成にとって、その促進が緊急な課題となっております。また、快適な生活を過ごすうえでも重要であります。中でも公共下水道などの汚水処理施設の整備については、毎年度に国の予算の約1兆円、地方自治体の負担を合わせると合計3兆円の巨額な予算が投入されております。そして、公共下水道の処理施設の維持管理に必要な費用の大部分を自治体が負担しております。それが自治体の財政を圧迫する要因となっているところも少なくないようであります。

本町の財政が窮迫している実態においては、公共下水道の事業は不可能であるであると断言せざるを得ないのではないのでしょうか。玖珠町下水道事業の資料が平成13年2月に作成されていますが、平成15年9月議会の一般質問においての町長の答弁では、本町は将来的には公共下水道の対応で整備を行うとしていますが、先程住民課長から答弁が、1番の答弁がありましたけれどもですね、町長さんのお考えというのはですね、そこへん少し課長のですね、今の答弁とちょっと矛盾といいますか違いがあるんじゃないかと思えますけれども、公共下水道は将来的にはやはり町長はですね、この汚水の防止策としてこの公共下水道を将来的には整備していくのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（横山富夫君） 合原建設課長。

○建設課長（合原正則君） ご質問でございますが、平成15年の9月議会におきまして、秦議員さんより質問され、町長より答弁をさせていただいておりますが、事業実施となりますと多額の費用を伴います。また、受益者もかなりの事業負担を負うこととなりますし、本管から家庭への接続工事費に加えて毎月の利用料が必要となりますので、整備につきましては住民の方の理解を求めていかなければならないというふうに思っております。

いずれにいたしましても、住民への環境整備はしなければなりませんので、将来的に都市型の下水道を整備しなければならないと考えております。そういった考えは持っておるわけですが、町民の要望を受けながら、今後対応してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（横山富夫君） 秦 時雄君。

○5 番（秦 時雄君） 今の課長の答弁で、我が本町におきましては公共下水道は向いてないということであろうかと思えます。その公共下水道は非常に近くの自治体では日田市が非常にこれ進んでいるそうでありますけれども、非常にこれは水道代に、全部上水道代の代金としてはね返って、もう車を洗ったりですね、花壇に水を撒いたり、それらについて、その下水道代金として水道代に加えられるわけですが、非常に下水道の布設計画というのは、やっぱり玖珠においては経済的成果に大きくかかることになると思うわけです。ましてや我が本町1万8,000これぐらいの小さな町においてはですね、そこらへんはこの町部、森、春日町、昭和町あたり、商店が密集してるわけでありまして、そこらへんについては少し可能性があるかなと思いつつ、しかし、この事業というのは非常に莫大なお金がかかるということで、非常に無理ではないかと思われるわけです。

そしてまた、この下水道というのは非常に、例えば大きな災害のときに大きな打撃を受けるといいますね、欠点があるように思われます。その1つは、平成8年の阪神・淡路大地震ではその公共下水道がですね、ずたずたになったと。それによって非常に後の復旧というのが並大抵なことではないし、ましてこれから後私が質問します浄化槽の設置は、その家庭の排水をそこですべて浄化するという非常に優れたものであろうかと思っております。

そういうことで、第3番目にですね、それではその町内に設置されている、この浄化槽という形式は6種類あるようで、調べたら6種類あるように思われます。それで、今の最新式のトイレ、そして家庭排水すべてを浄化するこの合併槽というのと、ちょっと時代をちょっと前に下がって単独浄化槽、そしてもうちょっと昭和50年代、40年、50年代の初めまでに非常に玖珠町にも設置されていると伺っております全ばっ気式単独槽、それらの形式の、大まかで結構ですが、それはどのような槽がですね、浄化槽が玖珠町には布設されているのか、それを伺いたいと思います。

○議長（横山富夫君） 中尾住民課長。

○住民課長（中尾 拓君） 平成17年3月末でございますけど、合併浄化槽につきましては1,071基、それから単独処理浄化槽につきましては1,755基、それから全ばっ気槽153基でございます。

○議長（横山富夫君） 秦 時雄君。

○5 番（秦 時雄君） もう玖珠町においてはかなりの数の浄化槽といわれるものが設置されているようであります。一番今非常に全国的にも問題になっているのが、この単独槽の全ばっ気式のその単独槽ですね。これが大体町内のどのへんに主にですね、これを設置されているか分かりましたらちょっとお願いしたいと思います。

○議長（横山富夫君） 中尾住民課長。

○住民課長（中尾 拓君） 聞くところによりますと、中心部ですね、町の中心部に設置が多いと。
全体的な把握はいたしておりませんが、中心部に多いということはお聞きしております。

○議長（横山富夫君） 秦 時雄君。

○5 番（秦 時雄君） よく分かりました。個数も大体分かりました。

それで、次に4番にいきたいと思います。

一番今非常に私たち、また町民の方々たちの間にですね、非常に問題視されているところ、それはやはり春日町の一角付近では、下水道からのトイレの臭いが漂い、非常に不快感を感じた町民の方が多いと思われます。玖珠の中心地がこのような状態で良いのでしょうか。何としても問題解決を図らなければならないと考えています。

これらの関係者の方の話を伺いますとですね、今言ったように、昭和50年前半まで全ばっ気式の単独槽が、非常にこれは小型で非常に安いということで、今数字で表われましたけども、玖珠の主に町中に設置されているということであります。この全ばっ気槽は昭和55年、私が調べたら55年に国によって製造が中止され、使用禁止になった機種であります。しかしながら、これは現在なお多く使用されておるようであります。

そしてまた、私もですね、浄化槽、現在のいわゆる浄化槽、合併浄化槽という浄化槽ですね、そしてまた、全ばっ気式、そしてばっ気式何とか法とかいろいろありますけども、その1つの全ばっ気の単独槽を見せてもらったことがあります。それで非常にこれは全ばっ気式の浄化槽は非常にこれは本当に浄化槽とは言えないというかですね、本質的にはですね、そういうものでありますし、これがどのようにして浄化されるのかなど、私自身素人でも非常に不思議に思われる浄化槽で、いわゆる浄化槽という浄化槽でありますけども、これもこの全ばっ気式の浄化槽は当然これはどの機種においてもですね、維持管理がきちっと行わなければ、それは所詮浄化されない排水汚水が水路に流れるわけでありますけども、当然町内のこういった浄化槽に対しては、浄化槽管理者がきちっと保守点検をこれは行っていくことはもう当然でありますし、本町におけるそういった保守点検は行われていると思っておりますけども、春日町を流れるこの水路、下水道は帆足下水道という名前があるようでありますし、この帆足下水道、これはどこに出ているかということは、当然すべての水路は玖珠川に流れるわけでありますけども、この特に帆足下水道は玖珠川の河川敷きのテニスコートのあたりに出ている水路であります。これは私もこういった水路を見て回りましたが、どうもこの水路が一番汚いんじゃないかと思われます。それはあくまでも私の目を見た範囲でありますけども、この中に重金属がですね、どのくらい含まれているかそういうのは分かりませんけども、一応この帆足下水道というのが家庭からの排水とかそういった排水や、また、浄化槽による排水であろうかと思われますけども、それにしてもですね、非常に汚いんじゃないか。見た目ですぐその汚さは分かりますし、特にその出口の玖珠川のこの水路出口あたりはですね、非常にその岸に沿ってずっと流れているんですけども、非常にどぶ化して

いるし、どぶ化ですね、非常に黒くなって汚くなってますね。

それですね、せっかく、せっかくですね、あの立派な橋も、また立派な時計台もありますしですね、町長がよく言われている「水が澄み緑が映える水環境に」これはちょっとですね、珍珠の私たちとしては、外から来た人に対してはちょっとこれは見苦しいというか、その環境がですね、そういうふうに思われてなりません。

そこで、その対策というのをですね、多分ですね、町民の方からいろんな形で、あそこは臭いからどうかならんのかというそういう苦情とかいろんなものが来てると思うんですけどね、それらの対策について本町はどのように対策を立てられているのか、その原因はどのようなところから来てるのかですね、そこらへんをお答えしていただきたいと思います。

○議長（横山富夫君） 合原建設課長。

○建設課長（合原正則君） ご質問の中で、帆足都市下水路が非常にという、汚れてるんじゃないかというご質問でございますが、議員のおっしゃってる帆足下水路は、ご存じのように都市下水路というのは雨水対策で整備するものでございまして、下水関係で整備するものではございません。

帆足下水路につきましては、現在、上は高田病院のところに出てまして、それから道路を渡って青果市場のところに出て珍珠川に流れと。これにつきましては私ども調査いたしました、現在比較的水量も多くて、流れてるものについてはそう汚れてないという判断しておりますが、多分臭いがするという部分については、排水路、帆足下水路ではなくて排水路、春日町にあります排水路、このことをおっしゃってるんじゃないかと思いますが、これは都市下水路ではございません。農業用水路を利用して家庭排水を流させた、昔からの農業関係者に許可を得て流している水路のことをおっしゃってると思いますが、この改良につきましては、現在、望山荘から信金のところまで春日町線を改良してございます。これについて以前その水路を利用して流した部分が一部崩落してまして、この改良できないということで、今回町道整備に併せまして、町道敷の中に排水路として望山荘のところから信金のところに出るところまで、排水路を町道の真ん中に埋めまして、スムーズな流れを確保するように工事を現在してるところでございます。逐次整備をしてまいりたいと思いますが、その臭い解決については、根本的にはやはり家庭の雑排水をどう処理して流すかということになるかと思いますが。

これについては、雑排水の処理の方法などを関係課と十分協議しながら啓発を進めていきたいと、将来的には、先程申し上げましたように、都市型の下水道を整備していくということになりますが、当面は住民の方にその啓発を進めながら、現在住民課で進めております合併浄化槽の推進に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（横山富夫君） 秦 時雄君。

○5 番（秦 時雄君） 私が今帆足下水路ということで、それは帆足下水路でなくて別な水路なわけですね。それでその水路は、今先程言ったように、要するにテニスコートがありますですね、あのちょっと上に出てるんだそうですね。あの水路のことです。あれが非常に汚れているわけですね。

それです、今、スムーズに流れるようにそういう事業をやっておられるということでありまして、根本的にそれをしたからと言ってですね、果たしてその水が今よりかきれいになるとはちょっと考えられないし、もっと根本的な問題があるんじゃないかと思うわけです。

それで、多分ですね、いろんな方々から聞きますと、やはりこの生活の雑排水は勿論のことですね、先程言ったように、浄化槽のこのやっぱり維持点検というのがやっぱりきちっと行われているのがこれは当然のことだと思いますけどもね、とにかく私がいろいろ調べて言うと、この全ばっ気槽に関しては非常に浄化槽としては非常にもう欠陥だらけな槽であるということでありまして、私はこれはそこらへんからやっぱ替えていかないと、浄化槽本体をですね、古い型を、そして新しい今の浄化槽にしていけないとやっぱり無理な部分もあるんじゃないかと思うんですよ、それはですね。

この町中のそういった汚水から守る1つの対策としては、やはりこの浄化槽を古い形式のやつをやっぱり撤去して新しいものに替える。それには、今全国的に問題になっているのがですね、こういう槽がたくさんあるわけですよ。それで全国の例えば都道府県を見ますと、例えば県がしたり、また市が単独でお金を出して古い槽の撤去費用に10万、20万つぎ込んでるところがあるみたいであります。撤去するだけのですね、そして新しい浄化槽に入れ替えていくというこういう作業をやってる町、市、県もあるようでありますし、本町におきまして、こういうこともやっぱり町がいくばくかのお金を出してやっていかないとですね、なかなか解決しないんじゃないかと私は思うんであります。

それで、この浄化槽、古い型の浄化槽に関しては、やっとな国が今年から、私が伺っているのは2月1日からですね、新しい浄化槽に取り替える場合、古いやつをその撤去費用として幾分、国か県が支援するというふうに、そういうことになっているようでありますけれども、2月1日からなつたと聞いておるんですけどね、今先程言いましたように、やっぱり根本的にですね、そういう深い原因も、浄化槽に関してはですね、非常にこう ーとかですね、その根本的なその原因もあるんじゃないかと私は思うんですけどもですね、その点また意欲的にやはりお金がこういう古い形の浄化槽に対してですね、やはり町が支援をするということも必要じゃないかと思うんです。そこらへんのお考えを伺いたいと思います。

○議 長（横山富夫君） 中尾住民課長。

○住民課長（中尾 拓君） ただ今、合併浄化槽の補助金を町が5人槽につきましては35万4,000円、7人槽につきましては41万1,000円の補助金を出して設置をお願いしておりますし、そういう

古いやつにつきましてはそちらの方で申請等いただければ検討いたしてまいりたいと思っております。

○議長（横山富夫君） 秦 時雄君。

○5 番（秦 時雄君） 今、住民課長が言われたように、やっぱり積極的に自治体がそういうことで助成をしていかないとですね、やはりこれはきれいな町にはならないし、やっぱり町を治めると言ったら言い方は悪いかも知れませんが、やはり昔は、国を治める人はですね、もう川を制すぐらいの大きなものでありますし、今はまさに環境をですね、水環境をいかにしてそれを克服していくかが一番大事な重要なことだと私は思っています。

私が、私事で大変に恐縮でありますけども、私がずっと以前、昭和56年ちょっと前は、京都にずっと住んでおりました。その頃は今、京都に行かれると分かりますけど、鴨川は非常に今きれいです。ものすごくですね。しかし、私がおる頃は汚かったんです。そういった河原町とかあの繁華街から流れるあの雑排水が流れて、それへ溜まって汚いのがいっぱい。まあ国際都市京都、観光都市京都とね、これで言えるのかと私自身がよく思ったことがある。今は違います。もう非常にこれは全国的に環境が叫ばれてる中で、環境整備がきちっと行われ、今、素晴らしい京都のその川の浄化、素晴らしい環境があるかと思えます。そういうことを考えれば、やはり風光明媚な珍珠のこの自然、川、これはやはりどこ行ってもその水路のね、珍珠川に流れ込む川は非常に水がきれいだなというね、やはりそこへんまで何かやっていただきたいなど、私はそういうふう考えております。

そこらへんよくその補助金をしながら、できるだけ浄化槽の普及をやっていくということで、課長の答弁でありますので、それらに一段と取り組んでいただきたいとそういうふう思っております。

次に、7番目に変更しましたけども、⑦にまいります。浄化槽のその設置の点検でございます。

過疎地域自立支援促進計画書（平成17年～21年）のですね、その中より4-②の浄化槽の設置と点検というのがありまして、そこでは定期点検遵守の周知及び点検業者への指導を徹底し、水質保全に努めるとしているが、指導徹底が行われたことがあるのか、そういう文面でありましたんですね、今までいろんな問題が起こって、そういう指導徹底があったのかということをお聞きいたします。

○議長（横山富夫君） 中尾住民課長。

○住民課長（中尾 拓君） それでは、議員さんの質問にお答えをいたします。

浄化槽の設置又はその構造若しくは規模の変更をしようとする者、浄化槽の設置者・管理者でございますけど、その方は、浄化槽法第5条によりまして、県知事に届出をしなければならないことになっております。また、浄化槽法第10条により、浄化槽の管理者は、環境省令で定めるところによりまして、毎年1回浄化槽の保守点検及び浄化槽の清掃をしなければならないと定めら

れているところございます。

このことにつきましては、現在町が取り組んでおります合併浄化槽を設置する者に対して、補助事業、補助金を申請していただいておりますので、そのときに指導を行っております。

また、今回4月の町報におきましても、管理者への浄化槽の設置や浄化槽の清掃についての管理についてのお知らせはいたしたいと考えております。

それから、毎年10月1日が環境の日と定められておりますので、その日を基準に県や浄化槽の協会と連携しまして、パンフレットの配布などを行っているところでございます。

○議長（横山富夫君） 秦 時雄君。

○5番（秦 時雄君） 同じ関連質問でありますけれども、町民の方からその清掃料金に対する声も聞くわけでありまして。特によそから来た方は、特にですね、玖珠町においてその清掃料金というのはどういうふうな体系になっているのかということですね、そういうことを聞きます。

それで、もう私先日環境課に行きまして、もう2月ですけれども、そこで玖珠町のこの浄化槽の清掃及び管理委託料金、それはどういうふうになってるのかということをお伺いしたわけでありまして、それはうちの課では、もらうことは、うちの課というか住民課からはですね、環境課、住民課からは出せないということで、一般情報公開で聞きました。それで、これはもう町民の一般的な考えというか、なぜ情報公開をしてまでその料金の体系、料金を出せないのかなというのが、私一町民といたしまして不思議でなりません。例えば大分市など大きな市になりますと、直接これは市が行ったりいろいろしてるわけですね。そういう場合はちゃんとした料金表がありまして、清掃料、清掃料金、そして維持管理費いくらくらときちっと決められているんですよ。

玖珠町の場合もそうですよ。これ何かいろいろ調べますと、玖珠郡だけじゃなくして、日田郡全体的にこの料金のその料金体系が何か統一してない。まちまちである。それでよく分からない。そしておまけに情報公開までしてこの料金をですね、料金表を請求しないと出せないようなこういうことでいいんだろうかというのを、深く私は感じるんです。町民は、ものがそこにあってりんごが100円ね、じゃこっちに同じような良いりんごがでは80円だったら、80円の方を買うと思うんですね。これが市場原理と思うんですね。だから私はこういった料金は、やはりきちっと表示できないのか。この要するになぜこういうふうに非常に魑魅魍魎としているね、この清掃並びに管理、維持料金というのはですね、維持管理というのはきちともうですね、管理料というのはきちとあると思うんですよ。なぜ清掃料金がそれぞれ何かきちと町民の、住民の人たちに分かるように出してもらいたいと思うんですよ。それが1つと、もう1つはですね、この例えば日田玖珠広域行政事務組合の廃棄物の処理及び清掃に関する条例の中に1つあります。第8条ですね、一般廃棄物の収集運搬及び処分に関して別表第1にこれは金額が掲げられているわけでありまして。それは、玖珠郡は1リットルについて8円40銭ということで、こういうことに手数

料がきちっと条例で決められております。そしてその8円40銭でいいのか。例えば1,000リッターを汚泥を汲めば1,000リッター×8円40銭、8,400円ということになるわけでありましてけれども、何かよく調べるとこの中にも料金体系があるんですけども、大体抜き取り料を書いております。5人槽・6人槽・7人槽、抜き取り料に8.40銭を掛けてもこの金額は合わないわけですね。大きいわけですね。その中にまた何とか何とか清掃作業料とかそういうのが別にあるようでもありますけれども、こういうのもなくて、日田郡内のそういった清掃業者のその料金というものはっきりしてない。これも調べたらですね。

そして、そのですね、一般廃棄物の処理業の、これは浄化槽法です。一般廃棄物処理法、処理業の第7条の8にこういうふう書いてるわけですね。「一般廃棄物処理業者は、一般廃棄物の収集及び運搬並びに処分につき当該市町村が地方自治法第228条第1項の規定により、条例で定める収集及び運搬並びに処分に関する手数料の額に相当する額を超える料金を受けてはならない。」要するに処分に関する手数料の額に相当する額を超える料金を受けてはならないということは、これは料金は制限してるわけですね。超えてはならない。そうすると、単純に考えますと、この浄化槽のこれをいろいろ解説した文章、浄化槽法の第7条の第8号について非常に解説した、その情報について解説した部分があるんですけども、市町村が直営で行う場合と、一般廃棄物処理業者が取り扱う場合との間に、市町村住民に不公平を来さないように、料金の最高額を定めたものである。言うなれば8円40銭というのは絶対に業者が損にならんように、その最高額を決めたものであるというこの受け取り方ができると思うんですけどね、まず第1に、先程言いましたようにこの料金表、これがなぜ公にやはり玖珠町は料金はこうですよ、こういう料金体系になっておりますよと、こういうことをなぜできないのか。そしてまた8円、組合で決めた8円40銭という、これはそのきちっと決められた額でありますけれども、額に関わらずなぜほかの、例えばここには書いておりませんが、抜けておりますけれども、技術料というのはですね。その技術料もいるのか、なぜいるのか。やっぱりこの金額が非常にこれからいくと大きいんですよ、ものすごくですね。そこらへんのことはどういうふうにご考慮されるのか。

そして、僕がなぜこういうふうにご説明かといいますと、やっぱりこの廃棄物の処理及び清掃に関してはですね、町が指導し、監督する義務があるわけですね。このやっぱり清掃業というの非常に重要なこれは業務でありますしですね、この条例の、玖珠の条例の中できちっと謳われておるんであります。その権限というのは町長に課せられた権限というのは非常に大きいんです、これはですね。町長は許可するんです。また、浄化槽の管理者これもやっぱり許可がするわけですね。それで清掃業も認可するというですね、そしていろんなことがあれば、町長がね、やっぱりこの監督して指導する、その義務があるわけですね。そこらへんのことを非常に大事なことなんですけれどもですね、先程言うたように、なぜ料金の問題とか、8円40銭のほかになぜこれがその根拠ですね、8円40銭というのはもうきちっと妥当な僕は金額と思うんですけども、ほかの料金

が加算されているというその根拠が分かりません。やっぱりこれは行政として、やっぱりここへんはきちっとしておきたいなど。調べれば調べるほど非常に分かりにくい、料金がですね。そういうのを全体的にどういうふうなお考えというか、持っているかお願いいたします。

○議長（横山富夫君） 中尾住民課長。

○住民課長（中尾 拓君） 先程議員さんが8円40銭と言われました、リッター当たりですけれどもですね、これにつきましては広域圏の方の条例で定めております。

それから、議員さんがあと質問された料金等につきましては、玖珠町の条例等で定めた料金ではございませんで、業者が定めたといいますか、それを基に町に清掃業の許可をいただいた参考書類でございまして、そういうところが抜本的に違うわけでございまして、即情報公開等がございまして、ああいいですよ出すことになるかというところを考えたわけでございます。

○議長（横山富夫君） 秦 時雄君。

○5番（秦 時雄君） まあ業者から決めたことといえですね、やっぱりそれなりに、それなりにこれはこうですというですね、やっぱり説明があろうかと思うんですよね。そのまま丸呑みに、はいそうですか、それだけじゃないですね。何か非常に複雑で、こういう業界というのは分かりにくいところがあるなど。やっぱり気持ちよくですね、やっぱりすべてが分かりやすく表示する、そしてやっぱり町民の利益になるようにしていただきたいなと思うんですけれどもですね、まあそこらへんちょっとこの組合の副理事長という立場、町長はですね、小林町長いかがでしょうか。今の件。

○議長（横山富夫君） 小林町長。

○町長（小林公明君） 副理事長ということでありますけれども、広域市町村圏事務組合の副理事長ということだと思います。

質問に対するご答弁につきましては、先程課長から答えたとおりでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（横山富夫君） 秦 時雄君。

○5番（秦 時雄君） 議長にですね、お願いしたいんですけれども、これは非常に難しいと思えばですね、これはもう仕方がないですけどね、できるだけそこらへんのですね、まず1つは料金をですね、その料金を、それはその業者のいろんなあれ、営業上出せないと言うかも知れませんがですね、その料金体系とですね、そしてあと、例えば清掃とか浄化槽管理者の維持管理のですね、その料金のですね料金、特に清掃料に関してやっぱりきちっとした、なぜそうなのかというですね、何か説明を執行部の方でしていただきたいなど、私はそういうふうに議長にお願いしたいんですけれどもですね、いかがでしょうか。

（○15番（安達宏彦君） 一般質問は議長にするもんじゃねえ、執行部に聞かにゃ。）

○議長（横山富夫君） まあそういうことでございます。

○5 番（秦 時雄君） それでですね、住民課長、一度ですね、いろいろ検討されてですね、今言ったような事柄に関してやっていただけないでしょうかね。

○議 長（横山富夫君） 中尾住民課長。

○住民課長（中尾 拓君） 先程も言いましたように、浄化槽の清掃料金につきましては条例事項ではございませんし、業者が出していただきました料金につきましても、標準といたしますか、基準でございまして、そういうところで若干町の書類ということと区別をいたしておるところでございます。

それから、それはあくまで料金、浄化槽の料金につきましては、清掃業者と個人、管理者ですね、設置者との契約事項でもございますし、町があまり関与をするべきではないというふうにも考えております。

○議 長（横山富夫君） 秦 時雄君。

○5 番（秦 時雄君） まだまだ非常に私としては聞き足りないことが多いわけでありましてですけどね、このへんで一応この問題に関しては終了したいと思います。

次に⑤番ですね、⑤番の浄化槽設置整備事業ですね。この町が行っている浄化槽設置整備事業をやっているわけですね。それで私が平成15年の9月議会のときに、市町村型の整備事業を行ったかどうかということで1つ提案をしましたけどもですね、この前も言ったように、私たちこの設置に関しては住民負担が10分の1で済むわけですね。例えば設置料として浄化槽の費用、5人槽が90万としますと9万円で済むわけでありましてね。そうすると、まだ良いことは、例えばこの昭和町、春日町あたりですね、例えばそういった市町村型をすれば、これは今の町が行っているのは住宅、住宅ですね、住宅、要するにそれに対して例えば大きなスーパーとかホテルとかそういうものに対しては適用できんわけでしょう。今やってる、町のね、やっている浄化槽の推進事業があるでしょう。これは例えばスーパーとかホテルとかいろんな大きな大型店なんかにはこれは適用できないんですか。

○議 長（横山富夫君） 中尾住民課長。

○住民課長（中尾 拓君） 先程も申しましたように、今町が行っている補助事業につきましては、専用住宅並びに併用住宅に設置する場合に限られております。だからアパート等につきましては補助の対象にはなっておりません。

○議 長（横山富夫君） 秦 時雄君。

○5 番（秦 時雄君） それでですね、この市町村型の、市町村が事業主体となって行う浄化槽市町村整備推進事業、これは要するに商店とかスーパーとかホテルとか、そういう大きな容積のところですね、また、会社とかそれを全部適用できるわけですね。全部ですね。それで101人槽までこの市町村型の整備事業で対応できるわけですね。そうなったときに、森の九重、森の九重と、おかしなことを言いました、そこの春日町とか昭和町ですね、そういうところの業者、商

店とか割と大きいスーパーありますよね。それが全部対応できるわけですね。

さっき、初めに言うたように、公共下水道はね、やはり将来的にまだ難しいというのであるならばですね、かなりのお金を投資するね、公共下水道はしなきゃいかんですけども、それを非常に難しい、将来的にまだできないとなれば、それができるまで待っていようと、10年、20年30年後になるわけですね。それよりかこの市町村型のね、この整備事業をですね、この浄化槽の設置事業をやった方がもっともっと早くですね、水質が非常に環境に素晴らしい、水質になってくるんじゃないかと私は思うんでありますけども、特にですね、まあ私の…

そしてですね、この事業というのはそんなに町が負担になるようなことじゃないと思います。そして前の15年の9月議会のときに町長は、これは公共下水道と一緒に料金を徴収して、それが徴収率が悪かったらどうするんだとか言いますがね、それは想像してるような大きなもんじゃない、個人個人の1カ月の負担でこの浄化槽はですね、使用料で全部やるわけですね。そして、例えば自分の家の浄化槽が設置できない場合は、その道路、公共用道路もですね、町の裁量によってその浄化槽が埋設できるわけですね。僕はそういうふういきちっと伺っておりますですね。そういうのを考えると、例えばこういった町中においては、そういうこの、今、国が環境省が行ってるね、市町村型のこの浄化槽のね、この事業というのはですね、ものすごく良いんじゃないかと思うわけでありまして。例えばそれは、当然今町がやってる事業でも、それはそれでやればいいしね、この部分については、この密集地についてはですね、市町村型のね、その設置の事業をやるのと、やっていこうとそういうこともできるわけでありまして。

そしてそれも、時間がなくなりましたけれども、この⑥番目、もう⑥番目にちょっと移りますけどね、それもPFI手法によってできるわけですね。PFIですね、民力の力ですね。そしてすべて維持管理とか料金徴収は民間に委託すればもうできるわけですね。そういうことを考えたら、15年の9月議会に私一般質問の中で、町長が言うようにですね、いわゆるこれまた大変だと、未納とかいろんな徴収率が悪くなるとかそういうことを言われましたけどね、まあこういうことは町長さん、皆さんですね、やっぱり住民を信じながらですね、当然やっていくことでありまして、初めからそんな徴収が悪いからですね…

○議長（横山富夫君） 残り2分でございます。

○5番（秦 時雄君） はい、分かりました。

そういうことであっては何もできませんのでですね、そこらへんを含んで課長なんか答弁がありましたら、最後に伺いたいと思います。

○議長（横山富夫君） 中尾住民課長。

○住民課長（中尾 拓君） 浄化槽の市町村整備推進事業につきましては、この事業に取り組みますには多くの労力、費用等が必要となることから、現在のところ取り組みは考えておりません。将来の検討課題とさせていただきたいと思っております。

○議長（横山富夫君） 秦 時雄君。

○5番（秦 時雄君） 大きな費用がかかりますと言いますけどですね、まあもうちょっと皆さん勉強していただきたいと思うんですね。勉強されてきたと思いますけども、この浄化槽のですね、浄化槽市町村整備推進事業、これに関して研究をもっとさせていただきたいな。決して悪くはない事業じゃないかと私は思います。特に今、こういった人口密集地における町中においているような環境問題が発生する中でですね、こういうこの事業を対応すればですね、やっぱもっともっと少しは環境が良くなるんじゃないかと私は思うんですけども、今後ですね、皆さん町長はじめ住民課長、環境これらについて勉強をしていただいでですね、またの機会に質問をさせていただきたいと思います。

以上であります。

○議長（横山富夫君） 秦 時雄議員の質問を終わります。

次の質問者は、11番佐藤健次郎君。

○11番（佐藤健次郎君） 11番佐藤健次郎です。

日増しに春が近まっております今日この頃です。私の家の回にも、春の訪れはまず福寿草の開花に始まり、ふきのとう、筍、筍も、先日、友達と掘りに行って初めて、六十数年間の人生の中で初めて3月に筍掘りをいたしました。また、卒業式、入学式と行事の多い嬉しい、また楽しい昨今です。行政も新しい年度を間もなく迎え始まります。新しい職員を迎え、職場配転でそれぞれの新しい気持ちでお客様の側に立って、良い仕事をしてもらいたいものです。先日電話があり、「今、議会があっちょるが、ふれあいバスはどげえなっちょるか」との電話でございました。町民は身近な事業をすれば行政に身近に感じているということを思いました。今日の空のようにすっきり晴れた日は滅多にありません。今日の空のようにすっきりした町民の納得するご答弁をお願いします。

通告にしたがいまして、4問してあります。よろしくをお願いします。

庁舎及び玖珠診療所町民駐車場の確保、特に雨降りのとき庁舎内に会議、諸行事開催時のとき大変町民は困っております。

ここに書いてありますように、逆転の発想で解決ということを書いていますが、解決の良い方法がありましたらご答弁をお願いします。

○議長（横山富夫君） 大塚企画財政課長。

○企画財政課長（大塚章雄君） それではお答えをいたします。

庁舎前駐車場及び来客用駐車場確保についてということですが、まず現状を申し上げたいと思います。

庁舎前駐車場、来客用駐車場を合わせまして約60台ほどのスペースがあります。庁舎裏の駐車場につきましては、職員駐車場としておりますが、それもちよっと手狭であり、現在耳鼻咽喉科

横の町有地に、月別ごとに各課割当で利用をしているところであります。職員駐車場につきましては、事業所としての責務として必要でありますし、来客用駐車場につきましては、役場に用事のない方の駐車も多々あります。通常ではそう不足している状況ではないというふうに考えております。

なお、役場内で特別な行事等ある場合におきましては、裏の駐車場の活用についてこれまでも配慮してきたところであります。

以上であります。

○議長（横山富夫君） 佐藤健次郎君。

○11番（佐藤健次郎君） そうですね、簡単明瞭よく分かりましたが、これで納得する町民はいないと思います。後ろに60台職員の、これはもう仕事柄ね、自動車に乗ってくるなど言うわけにはいきません。何かですね、それを診療所、私に電話の直接あった人はですね、診療所に雨降りに子どもさんが悪いから連れて行ったと、何台か車もあったし、入ってみたら、診療所の中に入ってみたら患者さんは数名であったと。それから置かれるからこの庁舎前に持ってきて車を置いて、子どもの傘を持たんやっただけど、少し濡れたけど連れて行っただけのことです、診療所まで。

そういう、やっぱたまにもあるかも知れんが、それを確保、町民のために確保するのがまあひとつの行政のサービスじゃないかと思うんですよ。今日私は来るときに思いました。また、この前の議案質疑等もありましたが、通勤手当等も減額で出ておりました。通勤手当は車に乗ってきておる人も乗ってない人も出るんかなと思うんですが、反対にですね、私は逆転の発想というのは、車の乗ってこない職員に、反対に手当を出したらどうかなと思うんです。半分ぐらいですね、後ろのゆっくり置かれるぐらいにですね、町民がいつ来ても、諸行事があってもおってもいいんじゃないかと。

また、河川敷がですね、今朝、一般質問のとき、ちょっと見てみらんと分らんき、河川敷から歩いてみました。約3分40秒ぐらいかかりました。長さにして200m、職員この中に置きよる人はおらないと多分思いますが、河川敷からあの長匆線からここまで、考えてみたらアーケードしたら職員があそこに置いて、乗ってこんでここが空くんじゃないかなとつい思うたが、それはお金がかかります。無理かなと思うたけど、やっぱり今財政課長が言うように60台、職員と余分があるというような考えでしたが、そういう余分があるようだったら、一般の方もあまり文句は出らないと思うんですよ。ある人が言いました。「こんくれえんことは課長に聞きゃ分かるき、一般質問することいらんじゃねえか」と言う人もおりました。これを公の場でですね、こういう場でして、私は今度は議会だよりの編集長にお願いしようと思うんです。「町民のための駐車場確保、30台用意した」とかいうことをですね、いつ誰が行っても止まられるというような場所を作ったというのを書きたいんですが、それは無理な、今、財政課長の話では無理のようでございます。

是非ともですね、何か良い方法ありましたら、再度財政課長お願いします。

○議長（横山富夫君） 大塚企画財政課長。

○企画財政課長（大塚章雄君） 先程もちょっと申したんですが、60台というのは前の前庭と来客用駐車場合わせて60台ということで、裏の分とはちょっと違いますので、そのへんはちょっと訂正させていただきたいと思います。

それから、良い方法というような形でありましたけど、60台ほどのスペースであれば、先程も言いましたように、かなり一般の方の駐車、役場に用事のない方の駐車等もあって、日常あれしますかもしれませんが、通常ではそう不足しておるといような状況ではないというふうに考えております。

それから耳鼻咽喉科の件につきましては、以前広域の方から町有地を売ってほしいというような話もありましたけど、その後、広域の方もまた話の方はちょっと、郡単位という広域の中のことで、その後話の方も出ないので、なかなかあそこの分を開放してという形はちょっと今の時点では厳しいんじゃないかと思えます。

○議長（横山富夫君） 佐藤健次郎君。

○11番（佐藤健次郎君） 課長、通常不足してない、それは職員が思いよるだけなんです。一般の町民は不足しているから私たちにそういう声が出るんですよ。雨降りとかですね、特に雨降り、諸行事が、これにも通告してあります諸行事のあるとき、やっぱ私たちも来て、たまたま来たときには、何がありよるかなということを先に玄関に入ったとき見ます。それで何々がありよるからこれは一杯じゃなど。1月か3月1日、11時半来ました。そのときが後ろの職員の駐車場は半分ぐらい空いていた。なぜ空いちよったかそれは私は分からんで、聞きもせんやっただですが、そういうときもあります。それかと思うと、そういう行事があるときには一杯なんですよ。

やっぱり何かね、これそう余裕持ったことはせんでもいいけどが、やっぱり行事のあるときやら諸行事、会議のあるときにはですね、何かいい方法はないですか。再度ご説明ください。

○議長（横山富夫君） 大塚企画財政課長。

○企画財政課長（大塚章雄君） 今、議員さんの方から3月1日というお話がでましたが、2月28日と3月1日2日間、町民税の申告で3階の大会議室を使いました。その折、課内、税務課の方から、こういうのがあるのでということで、職員の方の車の乗り入れの方を遠慮していただくという形で、2日間、職員の車は遠慮していただきました。そのとき見て回ったところですが、後ろの駐車場に置いたのはほんの僅かの車しかないように、時間を何時間置きかに見て回ったんですが、一般町民の方の利用というのはほとんどないというふうな形で見えております。

以上です。

○議長（横山富夫君） 佐藤健次郎君。

○11番（佐藤健次郎君） そういうふうな事業があるとき、そういう職員に指導ができるならば

ですね、平常も少しやっていただきたいんですよ。後ろの職員半分、職員駐車場半分じゃなくて、まあ20台ぐらいですね、空けてやるとか、町民のために。それは、無駄なことするなち誰か思いよと思うんですよ。私はそういうね、配慮をやっぱり町民の側に立ってしていただきたいのが私の考えです。多分皆さん、私は今日帰って言われるのは、どげな答弁がきたかと言われるのが一番先じゃないかなと思います。

やっぱりそういう気持ちにやっぱり今課長がして、職員が税の申告のときこれだけお客さんが、終わっちゃらんき、わけえ心配せんでよかったのち思いよるかも知れませんが、平常からそういう形をとっていただきたい、私はそう思います。

河川敷を借るといえば県の許可もいりましょう。ああNTTもあるんですかね。そういうこともあります。やっぱそういうね、知恵を出して、課長どうですか、今日はもうすかっとして「やりましょう」と言わんですか。考えてみてください。

○議長（横山富夫君） 小林町長。

○町長（小林公明君） 町民の皆さんの駐車場の確保の問題については、前の議会でもご要望として出ておりましたので、私の方から経過を含めてお答え申し上げたいと思います。

大変すっきりとした返事をさせていただくとすると、「極めて困難である」ということであります。1つには、事業主として従業員の勤務場所に駐車場を確保するというのはこれは責務であります。どこの会社でも、どこの法人でも、従業員の駐車場というのは確保しているということ。もう1つは、町民ニーズの方の駐車場確保に対する要求というのは種々多様であります。現実にご案内のとおり、庁舎周辺の駐車場において、役場庁舎に用事のない方が止めてる台数もかなりの台数に上ります。

したがって、行事があったとき等に一举にそういうニーズが出て来たときに、100%これに応えるというのは基本的には難しいというふうに思っております。ただ、問題は2つありまして、1つは職員が公共用地を占有するということに対する問題があると思います。したがって、この占有をどうするかという対応をしなければならないということでもあります。もう1つは、そういう駐車場を確保することになりますと、管理を強めていかなければならない。全体に、鉄条網じゃないですけども、そういう駐車の区分をはっきりして、入車、出車のこのチェックをしていく、そういうことをやらないとやはりニーズに応えるわけにはいかないという問題もあるわけであります。

最初に申しました、事業所として従業員の駐車場を確保するのは、これは一応の原理でありますけれども、議員さん方の駐車場をそういう意味で専用の駐車場を設置してるわけであります。ただ、それについては、ただ今申し上げましたようないろんな問題がありまして、なかなかこれをすっきりと解決する方法は見つからないということでございますので、是非何かこう具体的な提案がありましたらお聞かせをいただきたいというふうに思っております。

○議長（横山富夫君） 佐藤健次郎君。

○11番（佐藤健次郎君） 町長の言うのも分からんことないんですよ。それは職員のですね、職場の職員の駐車場確保、これは任務という、確保するのが任務というようなご発言もありました。また、占有ですね、職員が駐車場を占有するのめどうかというご意見もありました。考えれば、何かまだまだ、それは100%できないとは思いますが。私も100%できるとは思いませんが、ある程度ですね、確保していただきたいというのが私の切なお願いです。

河川敷きも近いしですね、そういうところもできないことはないんじゃないかなと思うんですよ。天瀬町に、昔の天瀬町は河川敷きにお借りして駐車場しておるようでございます。そういう例もあります。これから先ですね、あと財政課長が今後どういう対応していくか見守っていききたいと思えます。

一応駐車場問題はこのへんで終わりたいと思えます。時期をまた見まして、今期中また解決ができなくて、地元住民から声が出ましたら、また再質問をしていききたいと思えます。

次に2番目、来年度から、18年度行われます総合検診、特に北山田はですね、今まで地元であったのがメルサンホールに変更になりました。話を聞きますと、介護予防の充実等があるということでございます。

心配するのはですね、受診率が下がるんじゃないかなと思うんですよ。今まで北山田は公民館でやっておりました。ふるさと創生会館を使いやっておりました。早い人はですね、朝6時に行って番取りをして、自分たちで机を持って行ってですね、机の上に自分たちでメモ用紙を持って番号を自分たちで作って書いて、そしてまた時間頃来たり、そういう協力をして受診をしておったようでございます。私も何回か早く行って2、3番に行ったことがあるんですが、私が6時ちょっと過ぎに行くともう名前を書いて置いておりました。

それで、今大変昨日も繁田議員が申しましたように介護保険、老人保健、国民健康保険、大きなお金を一般財源から出しております。遠くなると予防もですね、検診も少なくなって予防、介護がなおさらできんごとなるんじゃないかなと思えます。その件について課長の答弁をお聞きします。

○議長（横山富夫君） 松山保健課長。

○福祉保健課長（松山照夫君） お答えいたします。

昨日の一般質問でも同様の質問がありましたが、端的に言いますと、北山田公民館からメルサンに変更した理由は、会場の配列の問題、それから個室の問題、照明等の問題、こうしたものが大きな理由でメルサンに移動したということをお申しましたけども、それに加えて、今年から介護保険の中で、いわゆる特定高齢者といひまして、要支援や要介護状態になるそれ以前の高齢者の選別をしなければなりません。そういった作業があります。

具体的にどういった作業かといひますと、生活機能に関する調査として、まず問診は当然あり

ます。それから理学的検査という医学用語で言いますけれども、その顔の表情とか口腔内（口の中）それを視診、目でまず見るそういう視診というのがひとつ、それから心肺機能ですね、心臓や肺、こうしたことを打聴診の診断、それから手足の関節とかの可動域とか上下肢等のそういう触診こういうものが新たに、加わりまして、どうしてもやっぱり整備された会場が必要だということで、今年からメルサンに変更するわけでありまして、今議員さんご指摘の、受診率の低下等言われましたけれども、当然私どももこうしたものには注意を払わなきゃならんと考えております。

昨日も申しましたように、保健委員さんや民生委員さんたち、各種役員さんたちを通じて、この受診をする、受けていただくというやはりPRを含めて、徹底した広報活動などを通じて受診率の低下を招かないようにしていきたいと考えております。

○議長（横山富夫君） 佐藤健次郎君。

○11番（佐藤健次郎君） 今、そういうことで介護の診療充実ということでございます。

さっき言いますように、北山田は何%ぐらい行きよるか分かりませんが、特に高齢者の方ですね、高齢者の方いいしが行くんで悪い人は行かんと思うんですが、通常高齢者という方々がですね、大体どのくらいぐらいの受診率ですか。

○議長（横山富夫君） 松山福祉保健課長。

○福祉保健課長（松山照夫君） 17年度（本年度）行った結果の数字が手元にありますけれども、北山田地区に限って言いますと、大体基本検診の受けた方々が429名でございます。そのうち65歳以上の方が約260名だという数字が出ております。こういうことでございます。

○議長（横山富夫君） 佐藤健次郎君。

○11番（佐藤健次郎君） 65歳以上が260名、約半分ですね。全部で429名でしょう。北山田検診ですね、260名。この中にですね、北山田だから、近所だからということで、自動車もないけど行かると、検診に行かれるということが多々あると思うんですよ。

できればですね、一気ににはできないと思うんですが、再度、何か職場でもある場所が充実したところがあれば元に戻るんですか、それとももうずっと今からメルサンホール一本にいきますか。そして介護保険、老人保健、国民健康保険が上がって、値上げしていかざるを得んことになるよるか、私はお金のかかる率はあんまり変わらんじゃないかなと思う。北山田にした方がいいんじゃないかと思うんですけどね、いかがですか課長。

○議長（横山富夫君） 松山福祉保健課長。

○福祉保健課長（松山照夫君） 今の段階では、私どもメルサンがベターだというふうに考えておりますから、要はその受診率の低下、これを防ぐ手立てですね、考えることが今の時点ではベターだと思いますし、ほかのところということは今のところちょっと考えつきません。

○議長（横山富夫君） 佐藤健次郎君。

○11番（佐藤健次郎君） 検診場所の充実、メルサンホールで私去年受けました。まあ建物は新しかったんですけどね、下のホールは何ですか、学習室じゃない、あっこであったんですが、そして前の旧玄関のところに自動車はずっと5台あったんですが、私はあまりゆっくりしたスペースじゃなかったような気がするんですよ。

次の問題にもあるんですが、小学校ですね、子どもさん等おらん時間帯にですね、時間に、夏休み、北山田9月じゃなかったかなと思います。夏休み中の子どものおらん休み中とかいうのはできないもんですか、ちょっとお聞きします。

○議 長（横山富夫君） 松山福祉保健課長。

○福祉保健課長（松山照夫君） 今回の場所を変更するに当たっては、現在の学校の敷地等も検討いたしましたけども、受診車3台を投入するのはちょっと会場が狭いということがありまして、今回は見送らせていただきました。

○議 長（横山富夫君） 佐藤健次郎君。

○11番（佐藤健次郎君） 受診率よりも経費のいらぬ方が大事だと思います。受診率を上げてみてもですね、やっぱり病気をすればだめなんですよ。介護保険、老人保健、国民健康保険ありますから、普段の受診率上がるよりか、この健康診断をする前にですね、何かやっぱり、先日の日曜日、大分から軽スポーツの女性の先生が来て、北山田50名ぐらいおったんですか、半日間スポーツをしたんですが、ああいうのもすると、受診率よりか健康になる率が大きいんじゃないかなと思っております。

来た人、私をはじめ60歳70歳代の方が3分の1ぐらいおったんですが、また来年もしようか、来るぞというような、かなり言っておりました。私も行く前ですね、去年行った人がおって、男の人はたった1人やったということで、今年もですね、私が1人かなと思ったところ、男性の方が十数名おまして、男の方はその中で話して帰ったんですが、やっぱりこういう健康診断をする前のこの準備として、そういう軽スポーツも今後充実していただきたいと思っております。

時間がまだ34分ですか、4番目に移りたいと思います。

これは北山田議員5名の要望でございます。代表して課長にもう町長でも教育長でもいいんですが、北山田小学校改築計画はどうなっているか。

ご存じのように去年耐震構造したんじゃないですかね去年か何か。今年も予算書見ますと三百数十万予算が上がっております。耐震の補修というか、上がっておりますが、もう三十数年しかかっていないのに鉄筋で改築するというのもですね、大きな今のお金のいる時期に、考えられるんですが、子どもたちの教育の現場を見ますと、大変な環境でございます。トイレもあっても使われない、手洗いに行っても水が出ない場所もあるようです。是非ともですね、どのような計画になっておるか、卒業式も23日にありますので、5名出席します。その中で話題にしたいと思しますので、是非とも素晴らしいご答弁をお願いします。

○議長（横山富夫君） 坪井学校教育課長。

○学校教育課長（坪井万里君） 北山田小学校の改築計画についてご答弁申し上げます。

北山田小学校につきましては、議員ご承知のように、昭和47年、48年2カ年事業で鉄筋コンクリート3階建校舎として建築をいたしまして、三十数年経過いたしております。開校して以来数多くの卒業生を送り出して、思い出の学び舎でございますけれども、ご案内のように校舎の雨漏りや内部の天井、床、水道施設、照明関係などの老化が大変著しくて、一度平成10年より2カ年計画で改修を行ったところでございます。しかし、そのほかの部分の床、天井、壁などが大変傷んでおるところでございます。

特に給水関係施設のこの老朽化が著しくて、早急な対応も求められておりますし、校舎そのものの構造上の問題まで改築の必要性が問われるようになってきておりまして、先程議員も申されましたけども、子どもたちの安全性、教育環境の整備の観点からも、北山田小学校の改築については、学校施設の整備の重要課題として今日まで検討をまいりました。

先の議会、平成17年の6回の定例会議会、12月で議会でございますけれども、藤本議員さんからも強くこの改築についてのご質問を受けたところでございます。

教育委員会も平成16年にこの北山田小学校の耐力度調査を行いまして、その結果、改築については国の助成が受けられる状況でございます。ただ、改築には膨大な経費がかかるわけございまして、現在の国の三位一体の改革の中で、公立学校施設整備費の交付金への移行等によりまして、現在国の負担割合等がはっきりいたしてないことから、その動向を見極めながら、北山田小学校改築については早期に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（横山富夫君） 佐藤健次郎君。

○11番（佐藤健次郎君） 49年、丁度私の長男坊が6年のときでした。本当にこれは素晴らしい学校だなという気持ちで、西部小学校から統合の学校に行きました。当時は北山田、玖珠町で大分県でも珍しいという新聞に載りました。5校統合という大きな統合でございました。その中で、入学して一番先に思ったのが、理科室に入ったんですよ。理科室に入ったら先生が丁度おりましてですね、「これは水道はあるけど水の排水口がない。誰が造ったんかい」ち。本当ですよ。もうその後ですね、業者さんが機械を持ってきて、排水をですね、穴を掘ってしたとこです。当時はまあ本当ずさんな設計監理ちゅうか、まあ行政も当時もやっぱり今のように監督等もおったと思うんです。現場のですね、先生方、教育委員会の担当の方もおったと思うんですけど、そういう初めからですね、欠陥の学校でありました。そして大きないろいろと何が出る、かにかが出るというお話もあった学校でございます。別に名前言いませんが、そういう学校でございます。

当時あそこに土地もあってですね、私があって、是非ともということでもう今辞めました職員が来て、協力してくれということで協力した覚えもあります。長いですね、歴史、ずっと北山田から見ますと長いんですが、三十数年間辛抱辛抱して現在まできておる学校でございます。出来

上がってそういう排水不良があつて、いつときしよつたらもう雨漏りがするというような学校です。是非ともですね、負担割合が国の負担等もそういうある程度が目鼻がついてきたら、補正でも組んで、早目に改築してもらいたい。

さっきの2問目にあります検診の会場も、学校が出来て体育館が美しくなれば北山田にまた戻るんじゃないかなと思って質問するのが、この北山田小学校の改修問題です。課長どうですか、今年度ぐらいにびしゃっと、今年中、18年度一杯ぐらい負担割合が分かりますか国の、県ですかね。

○議 長（横山富夫君） 坪井学校教育課長。

○学校教育課長（坪井万里君） そうですね、そのうち状況は分かってくると思いますので、全体的なそういう町の財政状況、そういったものを総体的に勘案をしまして、北山田待望の、北山田の皆さんの待望の学校ですから、教育委員会としても早く改築はしたいなというふうには考えております。

○議 長（横山富夫君） 佐藤健次郎君。

○11番（佐藤健次郎君） 課長、そういうご答弁、本当うれしいですね。やっぱり前向きな答弁すると、私たちは何となくほっとして帰られるというのが今の現状でございます。23日の卒業式にも話題になると思います。5人で一生懸命になって今後やっていきたいと思います。18年度予算も間もなく23日には、どっちになるか分かりませんが、多分皆さんの協力で良い方向に行くんじゃないかと思います。そのときまたその後ですね、補正が北山田小学校改築設計予算といったときには、また皆さん方に北山田議員5人がお願いしにやなんともあります。そういうことでございますので、是非とも教育長、課長、今後とも努力をして早目の予算ができるようお願いします。

では、4番目に行きたいと思います。

若い人の定住確立の方法はないか。企業誘致及び農家の充実、林業の育成、職場の確保といういろいろあるが、Uターンした人、特に若い人たちの歓迎の方法は考えられないか。

私の地区は、部落は自治区は20戸あります。その中で今年、2名の子どもが1人は福岡、1人は京都に行っておったんですが、帰ってきました。この子どもたちをですね、ひよつと考えたらよくぞ帰ってきたのとおやじに言うたら、いやいや、こうしてある職場があつたき帰ってきたと、どっちも親がですね、そう言うんですよ。ああよかったの、そんなら歓迎会せにやという話になりまして、と、団塊の時代の若い人が卒業します、今年。郵便局と自衛官、この2人は辞めて帰ってきます、北山田小麦河野もですね、私の自治区も2人若いのが帰って、また団塊の男性が頑張つてやるということで、一昨日の自治委員協議会のときも言いました。その4人を歓迎しようかということになっております。

そういう若い人、中年の方は別にして、若い人はこの前議案質疑のときですか、予算委員会の

ときか、商工観光課長が、企業なら5万円ですかね、あるということでしたが、私は若い人が帰ってきて就職したらですね、何か、何年間とかいうこれはいろいろあります。何年間おらいいんかという話もありましたが、まあやっぱり多分帰ってきたら何年か嫁さんに行くまではおるんじゃないかなと思うんですよ。そういう歓迎の方法は考えられないか、また、何か良い方法はないか、ご答弁をお願いします。

○議長（横山富夫君） 大塚企画財政課長。

○企画財政課長（大塚章雄君） 質問の中で定住の確立という形がありますので、一応企画の方から最初にお答えしたいと思います。

平成17年12月の6回定例議会におきまして、松本議員さんの質問にもお答えしておりますが、2007年議員さん言われるように、いわゆる団塊の世代といわれる方々が大量に退職の時期を迎えるわけでございます。

本町としては、人口の維持増加に向けた取り組みの1つとしまして、そのような方々をはじめUターン等を希望される若い方々の積極的な受け入れ態勢を整備してまいりたいと考えております。

具体的な施策としましては、本町のことを知っていただくために、町内の行事やイベントなどに関連する情報や、定住するために必要な住宅用地や空家情報、生活関連の情報等を一元的に提供できるよう、関係者、関係課と協議いたしまして、Uターンなどに関するインターネット上の窓口サイトの整備を行いたいと考えております。

併せまして、大分県の方にも情報提供を行い、県のホームページにも掲載をしていただくということで、多くの方に情報の提供を行いたいというふうに思います。

また、本町への定住の重要な要素であります、農業にも触れる機会を提供し、本町の魅力をアップするため、市民農園などの充実についても関係課と協議を進めていきたいというふうに思います。

定住後の社会活動の提供ということで、まずは定住する自治区等に入っただき、それぞれの地域での様々な行動や活動を実践していただく、その際の受け入れ側の理解も必要でありますので、スムーズな受け入れができるよう態勢づくりも進めていきたいというふうに思います。

併せまして、町内でのボランティア活動、公的な活動などの情報を提供し、積極的に地域活動に参画していただく環境整備に努めるとともに、より定住を促進するために、本町に定住を希望される方の不安、心配事などの相談にも柔軟に対応していきたいというふうに考えております。実情に詳しい議員さんから何か具体的な施策のご提案をいただきましたらと思っております。よろしくをお願いします。

○議長（横山富夫君） 佐藤健次郎君。

○11番（佐藤健次郎君） 早々と逆手が来ました。

受け入れ整備、インターネット等々の就農ですね、農家をしようという方々に対してはですね、そういうインターネットで流して、イベント等に出席してもらおう。

私はですね、それも良いと思うんですけど、やっぱり遠くにいて帰ってきた子どもたち、やっぱり田舎が良いから帰ってきたと思うんですよ。親んじょう、年寄りのじょうも親んじょうも喜んでおるようでございます。そういうですね、この前の予算委員会ですか、商工観光課長が「工場なら5万円の奨励金…」奨励金じゃないんですかね、そういうのを差し上げたいということですよ。

私はですね、今、職場が多い、福祉施設ですか、そういうところででもですね、帰って来てやっぱり玖珠に帰って仕事をやろうかというときには、まあ5万円なせんでいいけど、ねえ、なんぼか、いくらでもするとお祝金という形ですれば嬉しいんじゃないかと思うんですよ。また、子どもたちも張り切って仕事をするんじゃないかなと思っております。

これから先ですね、大変子どもの減る、小学生、中学生も減る、幼児も少子高齢化時代、私たちもう高齢者になってまいりました。こういう若い人を大事にして、まあ北山田だけではなく玖珠町全体が若い者の町までならんで良いですけど、私も良い案がありません。農林課長、何か良い案はないですか。農業でなくて、単発じゃ悪いですか。

○議長（横山富夫君） 秋吉農林課長。

○農林課長（秋吉徹成君） 私は農林課長でございますので、農林課長としてのお答えをしたいと思います。

やはり若者の定住対策の1つとして、やっぱり農業の従事が考えられます。しかし、ご案内のように、昨年の3月に食料・農業農村基本計画が策定されまして、いろんな制度が変わってきておりますし、平成19年度産からは品目横断的経営安定対策が入ってきますので、これらに対応するような農業者、地域、集落でないと農業後継者を含めた新規就農者は帰ってこないと思います。

だから私どもはいろんな協議会作りまして、行政も受けやすいような体制、そして現在あります農業者、そして集落、地域全体として先程ご質問ありましたように、地域として帰ってきた人、新規就農者をどういう形で迎え入れてくれるか、そういうことについても、今は私ども農林課としては指導しておるところでございます。

それから、やはりもう新規就農するとなると、やはりいろんな不安がございます。農業後継者だって不安がありますし、団塊の世代が帰ってきてお父さんお母さんと一緒に百姓をすることで、やっぱり就農に対する不安がありますので、そういう相談窓口の開設も農林課の方でしてますし、やはり新規就農するためには、今までお父さんお母さんは非常に非効率的な農業経営やっておったと、やはり高性能機械を購入したりいろんな施設整備をしたりどうのこうのなったときの相談を受けて、そういうハウス等の施設化や機械等の整備等についても相談を承っていくようにしておりますし、実際そういうふうにしております。

それから、今大分県の方では、大分県農山漁村若者活動資金、いわゆる定住促進資金というのがありまして、新規就農する場合、家の新築、改築等の資金や結婚資金等が無利子で借られます。玖珠町内でも平成17年度に2件程申し込みがあって、そのお世話をしました。そういうお世話もしておるところでございますし、私も読売で分かりませんでしたけれども、里親制度というのが18年度から取り組むように県がなってますので、既にリタイアした農家、今からリタイアが予定されておる農家の方が里親になって、農業後継者を含めた新規就農者の指導育成を図る、そして地域にとけ込みやすいような仲人役を取る、そういうふうな制度が導入されるような運びになっておりますので、農林課としても農業委員会等関係課、それから関係機関と協議をしながら、若者が定住しやすい新規就農しやすいようなことを考えながら、ハード・ソフト面に両面にわたって極力前向きに努力していく考えを持っております。

○議長（横山富夫君） 佐藤健次郎君。

○11番（佐藤健次郎君） 今、農林課長に突然振って申し訳ないんですが、良いご答弁いただきました。やっぱり農業に対しての、玖珠町は農業が主産業でございます。いろいろの勉強しながらですね、農林課としては頑張っておるんじゃないかと思っております。

これから先、若い人が、今度の予算では工場に就職した人しかできない援助を、農家並びに農家にもありますが、一般の企業にも就職した人に、職場に就職した人を歓迎する方法を考えていただきたいと思います。

これから先まだまだ難しい舵取りをしにゃならない時代が来ると思います。来年の3月議会が最後でございます。あと1年、これから先ですね、今限りで辞める人、進む人いろいろあると思いますが、是非ともですね、今年度予算、補正予算をどんどん組んで、次期の方々に事業のできるような予算編成を今後ともお願いして、この私の今日の一般質問を終わります。

○議長（横山富夫君） 佐藤健次郎君の質問を終わります。

ここで20分間休憩いたします。3時10分より再開いたします。

午後2時49分 休憩

△

午後3時10分 再開

○議長（横山富夫君） 再開します。

次の質問者は、15番安達宏彦君。

○15番（安達宏彦君） 15番安達であります。

久しぶりの質問であります、よろしくお願ひしたいと思ひます。2点について質問をいたします。

昨日は3月14日ホワイトデー、バレンタインデーにもらった義理チョコを戻す日であります。うちの議会も、ある人は大きな袋に2個も3個も配っておりました。執行部の皆さんもあげたん

じゃないかなと、今日は、まず最初に皆さんのバレンタインデーで配った数を、もらった数を質問しようかと思いましたが、それは差し控えたいと思います。

3月14日、へえ、そんな日ねというようなことが、出来事など多いようであります。

1701年は、浅野内匠の守が江戸城において刃傷を起こした日がその日だそうです。それから167年後には、江戸城が無血で開城されたその日だそうです。それから1953年には、吉田 茂が「ばかやろう」と言って解散しました。そういう記事が新聞に載っておりました。

今月1日は「町民の日」でした。まちづくりなどに貢献された個人3名と2団体が表彰されました。皆さんには本当におめでとうございますと申したいと思います。今後ともまちづくりにお力を貸してほしいとお願いする次第であります。

その後の記念講演として「林隆三と楽しむ宮沢賢治童話の世界」という童話の朗読2話があり、最初に、「虔十（けんじゅう）公園林」、玖珠町にもそここにありあそうな杉山の公園の話であります。その次に「鹿（しし）踊りのはじまり」というのが好奇心旺盛な鹿が子どもの心をそそるようなお話でありました。

ただ、これからが一番問題です。聞く人・見る人こんなに少ないかなと。700有余ある席に、ぱらっ。この講演は童話の里の子どもが聞くのに大変良い話です。また、ピアノの弾き語りなどと感動をした一人です。玖珠町特有のアピールの下手から、今日そのときのチラシを持ってきました。ちょっと皆さんに見ていただきたい。こういうチラシであります。林 隆三さんの宣伝かなとこう思いました。中身がわかりますか、このへん。このへんに書いてあるですね、このへんにですね、虔十（けんじゅう）公園、これよっぽど眼鏡をかけて見らんと分からん。そういうのがですね、あります。

毎日私たちも新聞を見ますと、新聞の中に新聞より大きく多くチラシが入ります。その中で目立つやつ、ぼっと見て目立つやつは見ますが、あまり大したものをぼっと、ほとんど見ないのがそうであります。

まあ、これは前置きはこのへんにして、質問をさせていただきますが、これは答弁者に助役ということをしております。これは玖珠町の歴史的なこの畜産、社団法人玖珠町畜産公社長い長い歴史がありますし、助役はここの一番長い人ですので、きっとすべてを分かっているんじゃないかなとこう思います。それで質問をさせていただきます。

まずですね、この玖珠町の畜産公社、この公社は玖珠町万年山地区共同利用模範牧場から委託を受け、昭和51年に社団法人玖珠町畜産公社として事業を始めております。これから何年間社団法人の玖珠町畜産公社が事業を行ったんでしょうか、お聞きをします。

○議 長（横山富夫君） 日隈助役。

○助 役（日隈紀生君） せっかくのご指名でございますのでお答えをさせていただきます。

すべてを知ってるわけではございませんけれども、両公社の歴史にはかなり長く関わっており

ます。そのへんでお答えできる範囲でお答えを申し上げたいと思います。また、玖珠町畜産公社小松ヶ台の理事もしておりますので、そういう立場でもまた答弁をさせていただきたいと思っております。

今、議員からご質問いただきましたように、万年山の林野組合から土地を借用いたしまして、昭和49年に久住飯田地域の農業開発事業として、玖珠町と当時の玖珠町農協とが、それぞれ1,000万円を出資して設立をした畜産公社であります。その後増資をいたしまして2,000万になっておりますけれども、そういう経緯がございます。49年から実質公社が直営でもって事業をしたのは62年までであります。昭和62年までであります。お尋ねの件そういうことでよろしいでしょうか。

○議長（横山富夫君） 安達宏彦君。

○15番（安達宏彦君） 62年、約10年ちょっとですね。その後、昭和62年から中村博文さんに委託をして契約をしておりますが、この委託契約は玖珠町がなされたのか、公社がなされたのか、模範牧場、玖珠町万年山地区共同利用模範牧場が委託をしたのか、どこが契約をされてそれになっておるのかお聞かせください。

○議長（横山富夫君） 日隈助役。

○助役（日隈紀生君） 公社が直営で事業をやることを休止いたしましたのは、先程申しましたように62年であります。その後、引き続いて当時公社の職員でありました中村氏に畜産公社が契約をいたしております。採草地及び農機具等の賃貸契約と、当時おりました牛については有償で払い下げたという経緯がございます。公社が契約をいたしております。

○議長（横山富夫君） 安達宏彦君。

○15番（安達宏彦君） 先程、万年山原野組合から私は玖珠町万年山地区共同利用模範牧場が借り受けて、玖珠町の、玖珠町じゃない社団法人玖珠町畜産公社に貸した。そして、この社団法人玖珠町畜産公社が中村氏に貸したと。又貸しの又貸しですね、と私はと思いますが、これは違いますか。

○議長（横山富夫君） 日隈助役。

○助役（日隈紀生君） 共同模範牧場というのは牧場の名称でございます、実質の経営は玖珠町畜産公社が請けてやっているとこのような形態になっております。

○議長（横山富夫君） 安達宏彦君。

○15番（安達宏彦君） それでは、玖珠町の例規集かな、それが嘘を書いているのか分かりませんがね、それを見ますと、玖珠町万年山地区共同模範牧場が社団法人玖珠町畜産公社に委託をするところ書いてあるんですね。それが間違うちよるんじゃないだろうか。あんまり難しいことは言いません。それはそれが間違うちよると思います。

それでは次にいきます。

それからですね、平成8年6月から中村高利氏に移り、現在に至っておるといのが本当でしょうか、お聞かせください。

○議長（横山富夫君） 日隈助役。

○助役（日隈紀生君） 中村博文氏から平成8年に中村高利氏に契約が、受託者が変わっております。その後、息子さんの方に、真也さんの方に換えられた経緯がございます。

○議長（横山富夫君） 安達宏彦君。

○15番（安達宏彦君） その都度都度、私は玖珠町、社団法人玖珠町畜産公社が契約をし直したと信じておりますが、これは聞かなくて結構であります。

その間約十何間、玖珠町畜産公社が経営をして負債ができておりますが、この負債の合計、十何年間の負債の合計はいくらですか。

○議長（横山富夫君） 日隈助役。

○助役（日隈紀生君） 先程答弁いたしましたように、62年に直営としての事業を休止しておりますので、その段階、63年時に累積赤字が1億4,944万9,000円でございます。

○15番（安達宏彦君） 1億4,000…

○助役（日隈紀生君） 1億4,944万9,000円であります。

○議長（横山富夫君） 安達宏彦君。

○15番（安達宏彦君） 1億4,944万9,000円の負債ができ、これは金利ともですか、この1億4,949万というのは、金利を含め、またこれが何年間に利がどんどんついてきたのか。

○議長（横山富夫君） 日隈助役。

○助役（日隈紀生君） 今申し上げた金額は、63年時の決算による累積欠損金であります。したがって、その時点までの金利は付いた金額でございます。

○議長（横山富夫君） 安達宏彦君。

○15番（安達宏彦君） それでは次にいきます。

この1億4,944万9,000円についてですね、平成6年にこの金を何とか整理せにやいかんというようなことで、このときに玖珠町の一般会計から約1億を2,000万ずつ5年間にわたりお支払いをしている。これは10年には終わったと思いますが、その後、今お聞きしますと4,944万9,000円の残金が残っておるとありますが、これは残っておりますか。

○議長（横山富夫君） 日隈助役。

○助役（日隈紀生君） 今、議員から質問のありましたように、実質的な牧場の経営をやっておりました玖珠町が、平成6年から5年間で1億円の支払いをしております。これにつきましては、昭和63年にこの農協と町の中で、対策委員会を設置をいたしまして、三次にわたってこの問題の対策について協議をいたしました。そして最終答申として出されたのが、1点が、1億円の借入金については、実質的な経営者であった玖珠町が支払いをするということに1点として決めま

した。

それから2点目に、今、議員さんが先程申しましたけれども、累積をした借入金の利息がございます。約2,200万ほどあった件ですが、これについては農協が公社解散時に欠損処理をしますという約束をいたしました。

それから3点目に、先程申しましたように、出資金が2,000万円ずつでありましたので、この2,000万円の処理については、公社が解散時点に財務を検討して協議をいたしますというふうな約束であります。

それから、4点目の、公社はできるだけ早期解散に向けて努力をしますということを、出資者である町と農協が同意、確認をして実行した1点目の実行が、玖珠町が借入金の1億円を支払ったことであります。そのほかについてはそのまま残っております。まだ解散をしておりませんので。

○議長（横山富夫君） 安達宏彦君。

○15番（安達宏彦君） ここに社団法人玖珠町畜産公社の定款があるわけですが、34条（余剰財産の処分）、これは公社が解散したときには、必ず余剰財産の処分についてのことであります。出資口数に応じて、主務官庁の許可を得て玖珠町及び玖珠町農業協同組合で処分をする。これは儲けた話のときですが、これを返すと、借金もこれに当たるんじゃないか。この借金をですね、1億返してまあ農協が処分を、利子の処分すれば、そのときに1億円を支払いするときに、これが終われば万年山牧場も解散をできますよと、解散をしますよという約束をされたと思いますが、これもう1回確認をします。

この解散をすると約束しましたが、どうですかね。

○議長（横山富夫君） 日隈助役。

○助役（日隈紀生君） 第三次の答申の中でそういう約束を両者でいたしたところでありまして。そして、その丁度10年目の9年頃から小松ヶ台の売却の問題が関わってきました。そして、その中で小松ヶ台の売却に伴って小松ヶ台も最終的には解散しようということでもございましたので、余剰財産の受け入れ先としての類似団体の団体としての玖珠町畜産公社を候補に上げたところでもございます。

したがって、小松ヶ台の解散を待って玖珠町畜産公社も解散しようということを理事会でもって決定を、理事会総会でもって決定をしたところでありまして。

○議長（横山富夫君） 安達宏彦君。

○15番（安達宏彦君） 今、小松ヶ台というのが出ましたので、それでは小松ヶ台のお話もしたいと思います。

小松ヶ台公社、防衛庁へ売却が始まったのが平成9年から5年間だと聞いております。この小松ヶ台の売却の総額はいくらでございましょうか。

- 議長（横山富夫君） 日隈助役。
- 助役（日隈紀生君） 小松ヶ台牧場関連の売却総額については、5億2,700万であります。
- 議長（横山富夫君） 安達宏彦君。
- 15番（安達宏彦君） 5億2,700万、これはこの小松ヶ台という社団法人小松ヶ台牧場は、農協の分と公社の分と分かれておると思いますが、この公社の分はいくらになっておりましたか。
- 議長（横山富夫君） 日隈助役。
- 助役（日隈紀生君） 先程ご質問で公社の売却額はいくらかということでご質問ございましたので、その金額が5億2,700万であります。牧場内に農協有の堆肥センターがございました。それは別でございます。
- 議長（横山富夫君） 安達宏彦君。
- 15番（安達宏彦君） それじゃ5億2,700万の中には堆肥センターは入っていないということですね。この5億2,700万は完全なる公社のもの、それじゃ公社のですね負債、この平成6年の折に小松ヶ台も負債があり、防衛庁に売却の話があったということで、玖珠町畜産公社の話になったわけですが、そのときに小松ヶ台の借金があると、負債があるということですので、これはいくらあったんですか。小松ヶ台の負債。
- 議長（横山富夫君） 日隈助役。
- 助役（日隈紀生君） 小松ヶ台につきましては、建設時点の土地の取得の借入れ、それから事業に対する借入れ、運営資金の借入れ等で、正確ではありませんが、およそ4億近くが償還しなければならぬ金額が残として残っておったところであります。
- 議長（横山富夫君） 安達宏彦君。
- 15番（安達宏彦君） それでは4億を差し引きますと、5億2,700万から4億を差し引きますと、1億2,700万円が残っておると単純に考えて良いのでしょうか。
- 議長（横山富夫君） 日隈助役。
- 助役（日隈紀生君） 当時は、合わせますと4億近くでありましたけども、一部償還をしないで良いという話もその後出てきましたので、現在の残高としては1億8,969万1,795円ほど17年の3月31日で残として繰越金として残っております。
- 15番（安達宏彦君） それでは今の残は、小松ヶ台の残は1億8,600ですね。
- この小松ヶ台の公社、防衛庁に売却した折に、移転補償、まあ土地についてはもうそのままと思います。立木とか土地についてはですね、ただ建物、建物についてこれは公社の建物、これの移転補償とか撤去補償、最近大変話題になりました営業補償、こういうものがあつたかないかお聞かせください。
- 議長（横山富夫君） 日隈助役。
- 助役（日隈紀生君） 5億2,900万の算定の根拠の中には、解体移転という内容での補償の積

み上げであったところであります。

○議長（横山富夫君） 安達宏彦君。

○15番（安達宏彦君） 現在1億8,600万ぐらの金が残っておりますが、今年の予算にです、ね、4,988万2,000円という畜産基盤再編総合対策負担金としての予算が上がっております。この中に小松ヶ台の補償金が入っておるといように聞いておりますが、これはいくらこの小松ヶ台から、これは移転補償か何かと思いますが、いくら入っておるんですかね。

○議長（横山富夫君） 日隈助役。

○助役（日隈紀生君） 若干そのへんを説明申し上げたいと思います。

小松ヶ台の売却に当たりまして、牧場地域が農振地域でございまして、放牧地でございましたので、農振地域の解除が必要でございますので、それを県と協議をいたしました。解除して一般の原野としての売却ということになりますので、そのへんを大分県と協議をいたしました中で、農振地域の解除に当たりましては、これまで持つておる小松ヶ台の牧場の機能を、規模の大小は問いませんが、町内のどこかに移転をしてくださいというような条件が付きまして。それを了解をして、草地を、小松ヶ台の草地を鳥屋の方に作らせていただきました。これが約8haあります。その負担金を、町村の負担金を小松ヶ台の補償金の中から出したところでありまして、1,245万5,000円です。それを差し引きますと、今年末の残高が1億7,723万6,795円になります。

○議長（横山富夫君） 安達宏彦君。

○15番（安達宏彦君） 1,245万5,000円ですか、小松ヶ台から持ってきた。それでも1億7,000という膨大な金が、平成6年の折にです、ね、町長が万年山畜産公社の理事会において1億円払うときに、そのときに小松ヶ台が整理をするときは、できたときの2つの公社、これはもう町とか農協とかやっちゃって赤字がどんどん膨らむばかりで、もう民間に任せた方がいいということですから、2つを解散をするというお話でありました。

ところが、昨年万年山公社の理事会の折に、町長が申すに、大変小松ヶ台の整理等々大変困難で、そのときに言われたのが2,300万だったかと思いますが、そのくらいの金額は残るので、これはもう破産しなければ2,000なんぼ払わんならんというような話を、私もそのときに監査の立場で出席をさせていただきました。

これは町長大変なことじゃ、1億円血税を払っているじゃないか、なぜそのときに、本当に破産するなら1億4,944万9,000円あるときに破産すれば、町民の血税は2,000万の出資金で終わる。それはおかしいではないかということで、何とかこれは今後において、この2つは一体なものです、ただ名が違いますけど、一体なものとは私は考えている。この一般質問をするのも、これは玖珠町の一般会計から金が出ておるからこの場でさせていただいておる。

それから、何カ月前だったかよく覚えませんが、大分合同新聞に、いかれない、もう破綻をす

る公社、大分県の中にこれだけの公社があるわけなんですね、こういう公社がですね、いっぱいある。代表が香りの森が代表であります。だんだん下の方にこう来て「玖珠町社団法人玖珠町畜産公社」あるわけなんです。その欄に二千数百万の負債を持って行き止まっておるといような新聞が出ておりました。

それで、今日は、私は大分合同新聞社に問い合わせ、その新聞を欲しいなといったけど、なかなかそれが私の意に沿わなかったわけでありまして、そういうことですね、小松ヶ台が今度は解散じゃなくて、万年山の公社の方に移ろうという話が最近になって、もう1年ぐらい前ですかね、そういうふうになってきております。

なぜ儲からない、そしてその話がですね、小松ヶ台の理事会で話し合われるなら、それは私どももいいわけですが、農協の理事会で話し合われている。それならうちも、玖珠町議会もその話を議会全体でしなきゃおかしいんじゃないかというような気がするわけなんです。

小松ヶ台の清算、これもですね、14年には小松ヶ台の清算ももうきちっと終わっちゃうわけなんです。この間、14、15、16、17もう4年間この問題を、まあこれは理事者、この小松ヶ台の理事であります理事者が、組合長、理事長が玖珠町農協の組合長、副理事長が小林町長となっている。あとは日隈助役、佐藤収入役も辞めておりますが、あとはよく分かりませんが、そういうふうに、これは当て職ですけど理事になっておるわけなんです。儲からない畜産公社、これを皆さんの血税を使って、そしてこれがまた倒産とか破産とかいうような整理の仕方、2つの兄弟分の公社があつて、片や1億7,000万そらの金を持ち、兄弟のところに行こうとしておるこの2つがですね、どうしてうまく、まず片一方は金を持っておりますので、持たない弟か兄貴か知りませんが、整理ができないのだろうか、何でそういうことになるのかなと思ってこう思っております。これは日隈助役がこの場におらないとなかなか答弁ができないこの代物であります。ほかの者は後から入ってきた、また、中身が変わって分からない、ただ、このときに1回皆さんに元を質して、そしてせめて万年山はきれいになって、小松ヶ台の、こういうことを言えばおかしいですが、残っておるのを食い潰してから止めりゃいいというような、考えじゃないんじゃないかなというような気がするわけなんです。

この小松ヶ台の定款も見ますとですね、これは余剰金がでけたら、これは民法68条の1項2号から4号までというふうになっておりますが、恐らく大分県知事の許可を得て公社と類似の目的を持った団体に寄附することができる。これは寄附をしてもらえば簡単なことじゃないかなと。4年も5年もほっといてですね、私は怠慢じゃないか。もしこういうことで破産、倒産したときは、私は誰かが、町長、経営責任を問いますよと住民意見が出る、住民監査請求なりが出るんじゃないかなというような気がします。

こういう問題を先送りにせず、是非早い時期に解散をし、農協も何かごたごた揉めておりますが、19年にはもう大きな農協になってきます。大分県の大きな農協になってきます。このときに

こういう公社の整理がまた難しくなるのじゃないかなと思います。だから今のうちに是非理事者に良い知恵を出しながら、玖珠町社団法人玖珠町畜産公社の解散をお願いしたいと思います。

それでは次の質問に行きます。

○議長（横山富夫君） 日隈助役。

○助役（日隈紀生君） 次の質問の前に、今の話もう少し詳しく説明をさせていただきたいと思っています。

少し誤解もあるようでございますので、させていただきたいと思います。

ご案内のように、町には2つの畜産公社がございました。農協と町がそれぞれ出資した公社であります。先程説明したように、町の畜産公社については実質的な経営は町がやってまいりました。それで、事業を休止した際、それから赤字対策の両団体での合意の中で、1億円を支払うということについては議会の承認をいただきながら、5年間を支払った経緯がございます。

それから、小松ヶ台の畜産公社は、出資割合が農協が200万、町が100万でございまして、ここは実質的な経営を農協がやってきました。それで双方それぞれお互い実質的な経営をやっているのがかなりの責任を持ってやろうというような両者の話でございまして、小松ヶ台の先程申しましたように、あと農振解除の条件としての肥育事業の問題が残っております。これについては、議員もご存じのように、事業の受託者を随分探してまいりましたけれども、なかなか全面的な受託をする人が見当たりませんでしたので、今、小松ヶ台の理事会の中で、これを直営すべきか、それとももう少し努力をして委託者を探すべきかということを議論しております。早急にこれについては結論を出したいというような理事会での現段階での話になっております。

それから、玖珠町畜産公社への類似団体への残余金の譲渡の問題であります。これについては確かに小松ヶ台の定款では類似団体に譲渡できるというような定款になっております。それはそういう方向でもって当初は随分考えて議論をいたしてきました経緯がございますけれども、最近の県の指導の中で、休眠しておる公社に譲渡することはまかりならんというような強い指導があったわけであります。

したがって、町の畜産公社への小松ヶ台の残余金の譲渡ができないという判断をする中で先程申しましたような、あと肥育事業の受託者の探して、現在探しておるような状況でございます。

したがって、今、残余金の中で肥育事業を行う、どう行うかということを理事会として議論をしておるところであります。

農協の理事会での多少議論があったそうでもありますけれども、詳しいことは分かりませんが、小松ヶ台の理事会もこれまで17年度3回ほど持ちまして、その議論を盛んにしてきたところであります。申し添えておきます。

○議長（横山富夫君） 安達宏彦君。

○15番（安達宏彦君）　そういう説明がありますと、また質問をしなくちゃならないようになるわけではありますが、今現在中村さんにお貸しをしておるのが年間百なんぼと思う。120万だったか何ぼかと思いますが、これをですね、万年山に移るのに万年山で経営をしておる中村さんにお願いをし、お願いしですよ、そして万年山の品物、これは玖珠町畜産公社が持っておる資産を当然小松ヶ台が来て仕事をするんですので、今、負債あるほど高く売りたいだろうけど、負債額を小松ヶ台に買ってもらって移転をするというようなことはできないか、まあこれはそういうふうなことをやってください。

次に行きます。もう時間がありませんので。

国体についてであります。国民体育大会についてであります。

我が町で行われる競技はグラウンドホッケー、この競技はマイナーな競技なので観客は少ないんじゃないかというような気がします。私もこの競技、九州大会などが玖珠高や森高でありました。見に行ったんですが、観客があまりおりません。

そこでですね、冬季オリンピック、長野の冬季オリンピックでは1学校1国を応援する、1つの学校が1つの国を応援しようじゃないかという、参加する国を開催地の学校が応援してやろうじゃないかというような運動をしました。これがオリンピックで初めて地域と一体となったと言われております。長野では大きくメダルを取りましたが、だんだん、トリノでは1つ、だんだん減ってきておりますが、その精神は全部受け継がれておると。トリノでもそれが受け継がれてですね、やっぱり1つの学校が応援したというようなことが新聞に出ておりました。

で、それも、日本の応援をしてくれたのはトリノ郊外のロスターにあるコロンビア小学校という学校が日本を応援してくれたそうです。まあそういうようなことで、広島で開かれたアジア大会、これは1館1国、1公民館が1国を応援しようというような応援の交流ができたそうです。

玖珠は1チームに、まあこれは日本国の国体、国民体育大会なので何チームここに来るか知りませんが、1チーム1地域を指定をして応援をし、そのチームが出るときはその地域の者が皆行って応援し、“頑張れ”というようなね、仕組み。今、150万円程予算を付けておりますが、これは国体の実行委員会ですかね、何とか、それに付いてる。それだけでなく、そういう地域をね、地域割をして、何チーム、まず国体には何チームがここに来るんですかね、お聞きします。

○議　長（横山富夫君）　宿利社会教育課参事。

○社会教育課参事（宿利博実君）　チーム数についてお答えをいたします。

少年・少女合わせて20チーム出場の参加が決まっております。

○議　長（横山富夫君）　安達宏彦君。

○15番（安達宏彦君）　そうすると、20地域がね、いるんじゃないか。それは早い時期にですね、その地域を地域割、地域割と言やあ悪いけど、地域をして是非良い大会にしないと、せっかく立派なグラウンド、ここのホッケー場はざっとしてません。もうホッケー専用のグラウンドを造っ

ております。それにばらっとした観客、応援ではグラウンドが泣きます。そういう地域をです、
こう割り振りをするようなお考えがありますか、ちょっとお聞きします。

○議長（横山富夫君） 宿利社会教育課参事。

○社会教育課参事（宿利博実君） ご質問の中の2番目に、民泊などの取り組みについてという欄
でお答えをしようと思っておりましたが、先程言いましたように、少年男女が合わせて20チーム
ございます。1部の構成人数が監督・選手を含めまして20名で構成をされております。それぞれの
チームがそれぞれの集落ごとに宿泊をしまして、選手、監督が揃って朝ごはんや夕ご飯を食べ、
そしてミーティングのできる集会施設を持っている、今、自治区を考えております。

これは1チーム20名なものですから、規模的には公民館等集会施設を所有してる自治区で、あ
る程度の規模が必要ではないかと思っております。

それから、少年・少女のチームとなりますと、移動主体がマイクロバスでもって利用しており
ますので、公民館または集会所施設の近辺にマイクロバス等が駐車できる空き地があることが必
要ではないかと思っております。

それから、過去、過去の岡山の件でもそうですが、それぞれのチームが宿泊しました各自治区
がそれぞれのチームの応援団となって、各会場に幟旗等を持って応援に行っておりますし、また、
先程議員さん言われましたように、玖珠町の実行委員会の方も専門部会、委員会等を作りまして、
また各地域の方に国体についてのキャンペーンを張っていきたいと思っておりますし、それから
小中学校の方にも…

○議長（横山富夫君） あと5分でございます。

○社会教育課参事（宿利博実君） ちょっと数が20チームなものですから1校1チームというわけ
にいきませんので、保育園、幼稚園等、それから小中学校のクラス等である程度チームの応援編
成を考えて行きたいと思っております。

町を挙げて応援をしながら、是非国体ということですから全国から、特に少年・少女のチーム
の場合は家族等が応援にまいますので、玖珠町をアピールする一番良い大会ではないかと思っ
ておりますので、是非この大会を成功させたいと考えております。

以上です。

○議長（横山富夫君） 安達宏彦君。

○15番（安達宏彦君） せっかくの機会でありますので、やっぱり玖珠町ここにありというよう
なね、大会にしてほしいと思います。

また、そういう少年・少女が、「よい、玖珠に行こうえ、あそこには森高と玖珠高があるぞ」と、
「ああいう選手の胸を借ろうえ」というような大会にしてほしいと思います。

今日はこれで終わりますが、先程から、ある人が、松田先生がいないから花言葉がないぞとい
うので探してきました。これはアーモンドという木だそうです。ばら科の薬用の高い木だそうで

すが、花言葉は「希望」だそうです。希望の持てる玖珠町であってほしいし、希望の持てる大会を期待しておりますので、どうぞ皆さんの力を結集し良い国体になりますように、一般質問を終わります。

○議長（横山富夫君） 15番安達宏彦議員の質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

以上で本日の日程は終了いたしました。

これにて散会します。

なお、明16日から22日まで休会となっております。

また、基地特別対策委員会をただ今から開催しますので、委員の方は大会議室へお集まりください。

午後4時08分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成18年3月15日

玖珠町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員